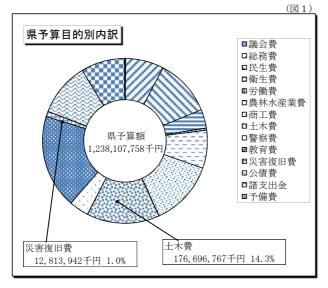
Ⅱ-1 令和6年度当初予算(一般会計)の概要

(1) 予算 目的別内訳



	(単位:	千円、%)
款	予算額	構成比
議会費	1, 820, 479	0.1
総務費	92, 831, 373	7.5
民生費	138, 697, 648	11.2
衛生費	45, 355, 623	3. 7
労働費	4, 942, 373	0.4
農林水産業費	92, 255, 999	7.5
商工費	159, 327, 348	12. 9
土木費	176, 696, 767	14. 3
警察費	47, 949, 865	3. 9
教育費	228, 115, 975	18.4
災害復旧費	12, 813, 942	1.0
公債費	130, 394, 363	10.5
諸支出金	105, 906, 003	8.5
予備費	1,000,000	0.1
合 計	1, 238, 107, 758	100.0

(図 2)

土木部予算目的別内訳

□総務費
□民生費
□農林水産業費
□土木費

災害復旧費
□公債費

上木部予算額
189,399,959円

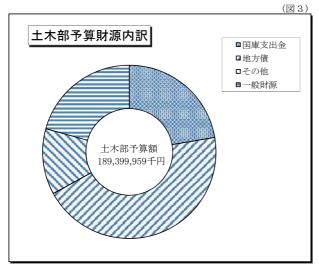
北木費
176,696,767千円 93.3%

(単位:千円、%)

款	予算額	構成比		
総務費	1, 823, 401	1.0		
民生費	627, 830	0.3		
農林水産業費	647, 203	0.3		
土木費	176, 696, 767	93. 3		
災害復旧費	9, 080, 524	4.8		
公債費	524, 234	0.3		
合 計	189, 399, 959	100.0		

※土木部予算 189,399,959千円は、 県予算 1,238,107,758千円の 15.3%を占める。

(2) 土木部予算 財源内訳



(単位:千円、%)

	(単位:	十円、%)
財源	予算額	構成比
国庫支出金	42, 330, 919	22.3
地方債	84, 617, 900	44.7
その他	23, 295, 518	12.3
一般財源	39, 155, 622	20.7
合 計	189, 399, 959	100.0

(3) 土木部予算 性質別内訳

(図4)

(単位:千円、%)

性質	予算額	構成比
義務的経費	8, 206, 859	4. 3
一般事業費	15, 625, 810	8.3
公共事業費	165, 567, 290	87. 4
合 計	189, 399, 959	100.0

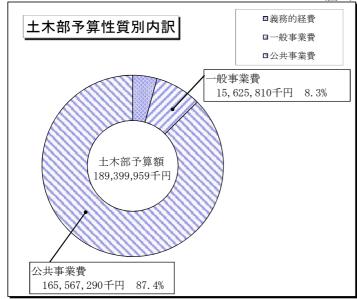
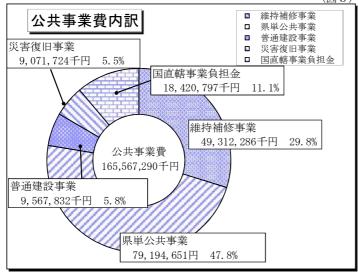


図 5)

(単位:千円、%)

性質	予算額	構成比
公共事業費	165, 567, 290	100.0
維持補修事業	49, 312, 286	29.8
県単公共事業	79, 194, 651	47.8
普通建設事業	9, 567, 832	5.8
災害復旧事業	9, 071, 724	5. 5
国直轄事業負担金	18, 420, 797	11. 1



(4) 土木部予算 総室別内訳

(図6)

(単位:千円、%)

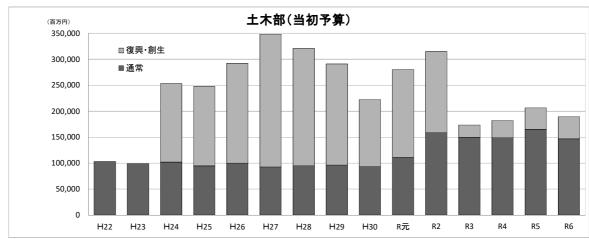
土木部予算	総室別内訳	土木		
河川港湾 ₋ 31.6%		3.4% 部子算額 99,959千P	企画技術 1.7%	_ 道路 - 52.6%

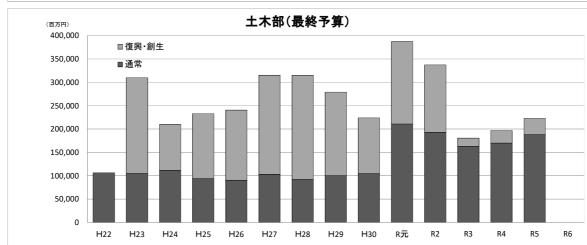
	(手)匹・11	1, /0/
総室	予算額	構成比
土木	10, 320, 079	5. 4
企画技術	3, 273, 594	1. 7
道路	99, 679, 726	52.6
河川港湾	59, 762, 218	31.6
都市	10, 376, 039	5. 5
建築	5, 988, 303	3. 2
合 計	189, 399, 959	100.0

(5)予算額の推移

(0)	7F H	貝リノ7圧化タ														(単位:	百万円、%)
	区分	}	H22	H23	H24	H 25	H26	H27	H28	H 29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
	当初子	·算額(A)	902, 220	900, 034	1, 576, 352	1, 731, 970	1, 714, 513	1, 899, 421	1, 881, 925	1, 718, 373	1, 447, 212	1, 460, 328	1, 441, 836	1, 258, 514	1, 267, 677	1, 338, 249	1, 238, 108
県予算		対前年比(%)	103.1	99.8	175. 1	109. 9	99. 0	110.8	99. 1	91.3	84. 2	100.9	98. 7	87. 3	100.7	105. 6	92. 5
乐了异	最終子	- 算額(B)	930, 097	2, 371, 475	1, 806, 823	1, 773, 702	1, 990, 269	2, 050, 552	2, 083, 573	1, 547, 200	1, 341, 239	1, 513, 704	1, 515, 199	1, 395, 163	1, 325, 155	1, 287, 658	-
		対前年比(%)	97.0	255. 0	76. 2	98. 2	112. 2	103.0	101. 6	74. 3	86. 7	112. 9	100. 1	92. 1	95. 0	97. 2	-
	当初子	·算額(C)	102, 993	99, 050	252, 945	247, 487	292, 054	348, 043	320, 767	290, 967	222, 300	280, 205	314, 974	173, 316	181, 941	206, 260	189, 400
		対前年比(%)	94. 3	96. 2	255. 4	97.8	118.0	119. 2	92. 2	90. 7	76. 4	126.0	112. 4	55. 0	105.0	113. 4	91.8
	Cのうち	う復興・創生	0	0	150, 812	152, 819	191, 966	255, 502	226, 042	194, 744	129, 037	168, 746	156, 465	23, 533	33, 217	41, 439	42, 686
土木部		対前年比(%)	-	-	皆増	101. 3	125. 6	133. 1	88. 5	86. 2	66. 3	130.8	92. 7	15. 0	141. 2	124. 8	103.0
予算	最終子	- 算額(D)	106, 398	309, 851	209, 984	232, 871	240, 385	315, 146	314, 904	279, 085	223, 902	387, 240	337, 196	180, 464	196, 694	222, 856	-
		対前年比(%)	82. 6	291. 2	67. 8	110. 9	103. 2	131. 1	99. 9	88. 6	80. 2	173.0	87. 1	53. 5	109.0	113. 3	-
	Dのうち	っ復興・創生	0	204, 581	98, 708	138, 840	149, 968	212, 012	223, 109	178, 942	119, 400	176, 343	144, 442	17, 645	26, 721	34, 598	-
		対前年比(%)	-	皆増	48. 2	140. 7	108.0	141. 4	105. 2	80. 2	66. 7	147.7	81. 9	12. 2	151. 4	129. 5	-
構成比	当初子	·算額(C)/(A)	11.4	11.0	16. 0	14. 3	17. 0	18. 3	17. 0	16. 9	15. 4	19. 2	21.8	13. 8	14. 4	15. 4	15. 3
押水儿	最終子	·算額(D)/(B)	11.4	13. 1	11. 6	13. 1	12. 1	15. 4	15. 1	18. 0	16. 7	25.6	22. 3	12. 9	14. 8	17. 3	-

11.4 ※「最終予算額」は、R4までは最終専決後、R5は2月補正後の額であること。





Ⅱ-2 令和6年度県当初予算(一般会計)

(単位:千円、%)

区分	県(A)	構成比(%)	土木部(B)	構成比(%)	(B) / (A)
議会費	1, 820, 479	0.15%			
総務費	92, 831, 373	7. 50%	1, 823, 401	0. 96%	2.0%
民生費	138, 697, 648	11. 20%	627, 830	0. 33%	0.5%
衛生費	45, 355, 623	3.66%			
労働費	4, 942, 373	0.40%			
農林水産業費	92, 255, 999	7. 45%	647, 203	0. 34%	0.7%
商工費	159, 327, 348	12.87%			
土木費	176, 696, 767	14. 27%	176, 696, 767	93. 29%	100.0%
警察費	47, 949, 865	3.87%			
教育費	228, 115, 975	18. 43%			
災害復旧費	12, 813, 942	1.04%	9, 080, 524	4. 80%	70. 9%
公債費	130, 394, 363	10. 53%	524, 234	0. 28%	0.4%
諸支出金	105, 906, 003	8.55%			
予備費	1,000,000	0.08%			
合 計	1, 238, 107, 758	100.00%	189, 399, 959	100.00%	15. 3%

Ⅱ - 3 令和6年度土木部当初予算 (1) 一般会計

(**1**) 一般会計 (単位:千円)

		財源内訳					
科目	予算額		一般財源				
(款項目)		国庫支出金	地方債	その他	一放別場		
総務費	1, 823, 401	667, 315	725, 200	292, 411	138, 47		
総務管理費	371, 086			292, 411	78, 67		
財産管理費	371, 086			292, 411	78, 67		
企画費	199, 835	187, 335			12, 50		
地域振興費	199, 835	187, 335			12, 50		
自治振興費	1, 250, 000	477, 500	725, 200		47, 30		
市町村振興費	1, 250, 000	477, 500	725, 200		47, 30		
統計調査費	2, 480	2, 480	***************************************				
建設統計調査費	2, 480	2, 480					
民生費	627, 830	262, 233	90, 900	2, 363	272, 33		
社会福祉費	101,000		90, 900		10, 10		
社会福祉総務費	101,000		90, 900		10, 10		
災害救助費	526, 830	262, 233		2, 363	262, 23		
災害救助費	526, 830	262, 233		2, 363	262, 23		
農林水産業費	647, 203	215, 600	307, 500	15, 156	108, 94		
水産業費	647, 203	215, 600	307, 500	15, 156	108, 94		
漁港管理費	100, 703	5, 600		15, 156	79, 94		
漁港改良費	53,000		52, 800		20		
漁港建設費	493, 500	210,000	254, 700		28, 80		
土木費	176, 696, 767	31, 172, 728	81, 062, 300	18, 335, 652	46, 126, 08		
土木管理費	12, 473, 884	116, 820	1, 236, 700	303, 928	10, 816, 43		
土木総務費	10, 192, 858	27, 720	130, 300	183, 170	9, 851, 66		
建設業指導監督費	129, 110			120, 758	8, 35		
生活基盤緊急改善費	2, 151, 916	89, 100	1, 106, 400		956, 41		
道路橋りょう費	97, 939, 849	25, 478, 525	38, 588, 700	8, 925, 622	24, 947, 00		
道路橋りょう総務費	1, 221, 272	5, 080		15, 910	1, 200, 28		
道路橋りょう維持費	35, 393, 486	5, 402, 158	17, 594, 800	4, 704, 655	7, 691, 87		
道路橋りょう改良費	7, 651, 835		7, 116, 800	4, 400	530, 63		
道路橋りょう整備費	43, 679, 145	20, 071, 287	3, 953, 400	4, 200, 657	15, 453, 80		
国直轄道路事業費負担金	9, 993, 000		9, 923, 700		69, 30		
高速道路整備費	1, 111				1, 11		
河川海岸費	44, 872, 865	3, 286, 929	36, 133, 100	2, 809, 818	2, 643, 01		
河川海岸総務費	13, 701, 116	59, 730	11, 148, 700	1, 588, 950	903, 73		
河川海岸改良費	14, 299, 418		13, 596, 900	25, 876	676, 64		
河川事業費	3, 352, 754	1, 342, 140	1, 120, 200	537, 814	352, 60		
海岸事業費	210,000	100, 000	98, 600		11, 40		
ダム事業費	745, 294	203, 481	303, 100	221, 059	17, 65		
河川等災害関連費	1, 535, 297	856, 978	552, 800	63, 711	61, 80		
砂防施設費	3, 283, 535		2, 902, 500	332, 808	48, 22		
砂防事業費	1, 557, 300	724, 600	707, 200	30, 600	94, 90		
水防費	40, 754		29, 900	9,000	1, 85		
国直轄河川事業費負担金	6, 147, 397		5, 673, 200		474, 19		

(単位:千円)

		財源内訳					
科目(款項目)	予算額		一般財源				
		国庫支出金	地方債	その他	一阪別場		
港湾費	5, 395, 256	161, 000	2, 849, 600	1, 432, 966	951, 690		
港湾管理費	2, 653, 265		405, 800	1, 432, 966	814, 499		
港湾改良費	234, 791	53, 000	124, 800		56, 991		
港湾建設費	226, 800	108, 000	106, 700		12, 100		
国直轄港湾事業費負担金	2, 280, 400		2, 212, 300		68, 100		
空港費	1, 413, 862	356, 000	358, 400	15	699, 447		
空港建設費	354, 400	175, 000	160, 400		19, 000		
空港管理費	1, 059, 462	181, 000	198, 000	15	680, 447		
都市計画費	9, 611, 289	882, 079	769, 000	3, 699, 095	4, 261, 115		
都市計画総務費	4, 441, 377			1, 639, 872	2, 801, 505		
都市施設改良費	619, 483	6, 503	12, 200		600, 780		
都市計画事業費	4, 550, 429	875, 576	756, 800	2, 059, 223	858, 830		
住宅費	4, 989, 762	891, 375	1, 126, 800	1, 164, 208	1, 807, 379		
住宅総務費	995, 695	78, 716		89, 253	827, 726		
住宅管理費	1, 639, 766	8, 510		730, 205	901, 051		
住宅建設費	2, 345, 155	804, 149	1, 126, 800	335, 604	78, 602		
特定優良賃貸住宅費	9, 146			9, 146			
災害復旧費	9, 080, 524	5, 903, 084	2, 432, 000		745, 440		
農林水産施設災害復旧費	343,000	220, 981	121, 700		319		
漁港災害復旧費	343,000	220, 981	121, 700		319		
土木施設災害復旧費	8, 737, 524	5, 682, 103	2, 310, 300		745, 121		
土木災害復旧費	8, 419, 524	5, 477, 229	2, 197, 500		744, 795		
港湾災害復旧費	318,000	204, 874	112, 800		326		
公債費	524, 234				524, 234		
公債費	524, 234				524, 234		
元金	524, 234				524, 234		
合計	189, 399, 959	38, 220, 960	84, 617, 900	18, 645, 582	47, 915, 517		
(一般財源使用可能額)	0	4, 109, 959		4, 649, 936	-8, 759, 895		
再計	189, 399, 959	42, 330, 919	84, 617, 900	23, 295, 518	39, 155, 622		

(2)特別会計 ①福島県土地取得事業特別会計

(単位:千円)

		財源内訳				
科目	予算額		特定財源		一般財源	
(款項目)		国庫支出金	地方債	その他	11文只/15	
土地取得事業費	1,650,000			1,650,000		
公共用地取得事業費	1,650,000			1,650,000		
道路事業費	1, 050, 000			1,050,000		
用地取得円滑化対策事業費	100,000			100,000		
公共用地取得費	500,000			500,000		
繰出金	1,650,000			1,650,000		
基金繰出金	1,650,000			1,650,000		
土地取得基金繰出金	1,650,000			1,650,000		
合計	3, 300, 000			3, 300, 000		

②福島県港湾整備事業特別会計

(単位・千円)

			財源	内訳		
科目	予算額		特定財源	前几日十分五		
(款項目)		国庫支出金 地方債		その他	一般財源	
小名浜港港湾整備事業費	3, 589, 751		859, 700	2, 730, 051		
ふ頭埋立造成費	2, 001, 326		509, 800	1, 491, 526		
ふ頭埋立造成費	510,000		509, 800	200		
公債費	981, 526			981, 526		
一般会計繰出金	509, 800			509, 800		
荷役機械整備費	1, 513, 447		349, 900	1, 163, 547		
荷役機械建造費	350, 000		349, 900	100		
荷役機械管理運営費	117, 381			117, 381		
公債費	696, 166			696, 166		
一般会計繰出金	349, 900			349, 900		
上屋管理運営費	39, 881			39, 881		
上屋管理運営費	11, 869			11, 869		
公債費	28, 012			28, 012		
港湾施設管理運営費	35, 097			35, 097		
船舶給水管理運営費	26, 924			26, 924		
港湾施設管理運営費	5, 448			5, 448		
公債費	2, 725			2, 725		
相馬港港湾整備事業費	328, 332			328, 332		
ふ頭埋立造成費	295, 349			295, 349		
公債費	295, 349			295, 349		
上屋管理運営費	4,000			4,000		
上屋管理運営費	3, 068			3, 068		
公債費	932			932		
港湾施設管理運営費	7, 909			7, 909		
港湾施設管理運営費	1,014			1,014		
船舶給水管理運営費	6, 768			6, 768		
公債費	127			127		
荷役機械整備費	21,074			21,074		
荷役機械管理運営費	18, 250			18, 250		
公債費	2, 824			2,824		
中之作港港湾整備事業費	2, 895			2, 895		
ふ頭埋立造成費	2, 895			2, 895		
一般会計繰出金	2, 895			2, 895		
翁島港港湾整備事業費	12, 155			12, 155		
港湾施設管理運営費	12, 155			12, 155		
港湾施設管理運営費	12, 155			12, 155		
合計	3, 933, 133		859, 700	3, 073, 433		

(3) 地方公営企業法に基づく会計

①福島県流域下水道事業会計

_収益的収入	(単位:十円)
科目(款項)	予算額
流域下水道事業収益	8, 720, 662
営業収益	4, 158, 257
営業外収益	4, 244, 827
特別利益	317 578

_資本的収入	(単位:千円)
科目(款項)	予算額
資本的収入	2, 913, 422
企業債	408, 600
補助金	879, 000
出資金	960, 220
負担金等	665, 602
諸収入	

(単位:千円)	_収益的支出	(単位:千円)

科目(款項)	予算額
流域下水道事業費用	8, 742, 705
営業費用	8, 197, 089
営業外費用	228, 038
特別損失	317, 578

資本的支出	(単位:千円)

. 资本的人出	(十一元・111)
科目(款項)	予算額
資本的支出	2, 914, 194
建設改良費	1, 635, 470
固定資産購入費	2, 045
企業債償還金	1, 276, 677
国庫補助金返還金	1
還付金及び返納金	1

Ⅱ-4 令和6年度 土木部予算(一般会計) 前年度比較

(単位:千円)

	R6			R	5		増	減	伸で	<u>位: 千円)</u> ゾ率
性質	当初(A)	構成比	当初(B)	構成比	2月補正後(C)	構成比	(A)-(B)	(A)-(C)	(A) / (B)	(A)/(C)
【義務的経費】	8, 206, 859	4. 3	7, 771, 044	3. 8	6, 558, 324	2. 9	435, 815	1, 648, 535	105. 6	125. 1
【一般事業費】	15, 625, 810	8. 3	19, 523, 909	9. 5	20, 482, 489	9. 2	-3, 898, 099	-4, 856, 679	80. 0	76. 3
【公共事業費】	165, 567, 290	87. 4	178, 965, 021	86. 8	195, 815, 635	87. 9	-13, 397, 731	-30, 248, 345	92. 5	84. 6
1. 維持補修事業	49, 312, 286	26. 0	48, 641, 736	23. 6	56, 617, 520	25. 4	670, 550	-7, 305, 234	101. 4	87. 1
道路	34, 080, 864	18. 0	33, 860, 535	16. 4	41, 244, 092	18. 5	220, 329	-7, 163, 228	100. 7	82. 6
河川・ダム・海岸	12, 596, 390	6. 7	12, 119, 786	5. 9	12, 624, 264	5. 7	476, 604	-27, 874	103. 9	99. 8
砂防	877, 435	0. 5	817, 277	0. 4	896, 177	0. 4	60, 158	-18, 742	107. 4	97. 9
漁港·港湾	738, 350	0. 4	788, 349	0. 4	794, 978	0. 4	-49, 999	-56, 628	93. 7	92. 9
空港	480, 862	0. 3	539, 656	0. 3	541, 876	0. 2	-58, 794	-61, 014	89. 1	88. 7
都市計画	538, 385	0. 3	516, 133	0. 3	516, 133	0. 2	22, 252	22, 252	104. 3	104. 3
2. 県単公共事業	79, 194, 651	41.8	75, 898, 343	36.8	81, 717, 812	36. 7	3, 296, 308	-2, 523, 161	104. 3	96. 9
道路	51, 091, 120	27. 0	38, 915, 130	18. 9	42, 816, 559	19. 2	12, 175, 990	8, 274, 561	131. 3	119. 3
河川・ダム・海岸	16, 216, 157	8. 6	16, 285, 972	7. 9	21, 447, 749	9. 6	-69, 815	-5, 231, 592	99. 6	75. 6
砂防	3, 189, 800	1. 7	3, 131, 200	1. 5	5, 832, 670	2. 6	58, 600	-2, 642, 870	101. 9	54. 7
漁港·港湾	566, 091	0. 3	896, 450	0. 4	1, 372, 494	0. 6	-330, 359	-806, 403	63. 1	41. 2
都市計画	3, 880, 394	2. 0	2, 224, 441	1.1	2, 273, 864	1.0	1, 655, 953	1, 606, 530	174. 4	170. 7
住 宅	2, 085, 973	1. 1	12, 413, 632	6. 0	5, 953, 368	2. 7	-10, 327, 659	-3, 867, 395	16.8	35. 0
その他	2, 165, 116	1. 1	2, 031, 518	1.0	2, 021, 108	0. 9	133, 598	144, 008	106. 6	107. 1
3. 一般公共事業	37, 060, 353	19. 6	54, 424, 942	26. 4	57, 480, 303	25. 8	-17, 364, 589	-20, 419, 950	68. 1	64. 5
(1)普通建設事業	9, 567, 832	5. 1	19, 576, 163	9. 5	33, 258, 417	14. 9	-10, 008, 331	-23, 690, 585	48. 9	28. 8
道路	2, 903, 482	1.5	2, 950, 054	1.4	4, 003, 442	1.8	-46, 572	-1, 099, 960	98. 4	72. 5
河川・ダム・海岸	3, 926, 606	2. 1	12, 939, 233	6. 3	23, 840, 508	10. 7	-9, 012, 627	-19, 913, 902	30. 3	16. 5
砂防	773, 600	0. 4	956, 400	0. 5	1, 577, 700	0. 7	-182, 800	-804, 100	80. 9	49. 0
漁港·港湾	442, 000	0. 2	252, 000	0. 1	1, 623, 300	0. 7	190, 000	-1, 181, 300	175. 4	27. 2
空 港	350, 000	0. 2	310, 000	0. 2	310, 000	0. 1	40, 000	40, 000	112. 9	112. 9
都市計画	912, 962	0. 5	918, 026	0. 4	970, 467	0. 4	-5, 064	-57, 505	99. 4	94. 1
住 宅	259, 182	0. 1	1, 250, 450	0. 6	933, 000	0. 4	-991, 268	-673, 818	20. 7	27. 8
(2)災害復旧事業	9, 071, 724	4. 8	17, 776, 970	8. 6	12, 444, 232	5. 6	-8, 705, 246	-3, 372, 508	51.0	72. 9
(3)国直轄事業負担金	18, 420, 797	9. 7	17, 071, 809	8. 3	11, 777, 654	5. 3	1, 348, 988	6, 643, 143	107. 9	156. 4
道 路	9, 993, 000	5. 3	8, 993, 334	4. 4	6, 943, 935	3. 1	999, 666	3, 049, 065	111.1	143. 9
河 川	6, 147, 397	3. 2	6, 230, 075	3. 0	3, 609, 281	1.6	-82, 678	2, 538, 116	98. 7	170. 3
港湾	2, 280, 400	1. 2	1, 848, 400	0. 9	1, 224, 438	0. 5	432, 000	1, 055, 962	123. 4	186. 2
合 計(ア)	189, 399, 959	100. 0	206, 259, 974	100.0	222, 856, 448	100.0	-16, 860, 015	-33, 456, 489	91.8	85. 0
※ 県 予 算 額 (イ)	1, 238, 107, 758		1, 338, 249, 165		1, 287, 657, 552		-100, 141, 407	-49, 549, 794	92. 5	96. 2
(ア) / (イ)	15. 3		15. 4		17. 3					

Ⅱ-5 令和6年度 土木部一般会計予算事業別内訳

(1) 通常枠 財源内訳 特定財源 通常枠 一般財源 国庫支出金 地方債 その他 義務的経費 8, 000, 900 166 土木総室 7, 549, 688 0 181, 579 7, 368, 109 0 6, 949, 396 119, 389 6, 830, 007 ルール分人件費+職員手当等【土木総務費】 0 0 ルール分人件費+職員手当等【道路橋りょう総務費】 165 912 0 0 0 165 912 214, 251 93, 210 57 958 156, 293 89, 772 ルール分人件費+職員手当等【河川海岸総務費】 0 0 3, 438 一般管理事務経費(総務予算) 0 土地収用法施行事業 3, 215 0 0 142 3, 073 一般管理事務経費(用地) 123, 704 0 0 652 123, 052 企画技術総室 2, 970 166 0 2, 804 建設業法施行管理事業 建設業許可及び指導事業 0 2, 445 0 0 2, 445 建設工事施工統計調査事業 166 166 0 515, 729 515, 724 道路総室 0 0 道路管理事務(一般経費) 地方道路整備臨時貸付金償還金 5, 932 509, 797 0 5, 927 509, 797 0 5 0 河川港湾総室 16, 848 99, 785 116, 633 0 0 3, 259 東山ダム管理費 0 0 3, 259 10, 271 3, 284 鮫川水系ダム管理費 0 0 4, 142 6, 129 1, 598 真野ダム管理費 1, 686 4, 628 2, 944 日中ダム管理費 6, 473 0 0 1, 845 小玉ダム管理費 0 0 千五沢ダム管理費 3, 259 0 1, 711 1, 548 0 0 河川審議会費 116 116 田島ダム管理費 0 0 0 **裏磐梯三湖管理**費 堀川ダム管理費 3, 258 0 0 993 2, 265 港湾管理経費 0 0 284 空港事務所運営事業 3. 947 0 0 15 3. 932 2, 456 3, 171 3, 218 猪苗代湖管理費 0 0 762 こまちダム管理費 0 0 61 木戸ダム管理費 0 0 380 2, 909 河川砂防管理事務費 66, 249 0 0 1, 385 64, 864 都市総室 17, 097 0 0 2, 660 14, 437 都市計画総務事業(一般 2, 660 地方道路整備臨時貸付金償還金 14, 437 0 14, 437 0 建築総室 4. 742 1.897 2, 845 2, 860 営繕事務経費 (経常経費) 0 0 15 2, 845 建築指導関連事務経費 1, 882 1. 882 0 0 143. 083 13, 813, 063 160, 200 3. 919. 588 9, 590, 192 -般事業費 土木総室 16, 455 2, 688, 762 130, 300 2, 539, 187 2, 820 部局事業調整事業 25, 000 25, 000 0 0 2 820 一般管理事務経費(総務予算) 17 400 57 554 452 36. 88 土地収用法施行事業 4 116 Λ 0 214 1. 902 一般管理事務経費(用地 18, 450 0 0 125 6, 325 災害事務管理システム運用事業 1, 197 0 1, 197 県有施設(土木部単独庁舎)建替事業 0 0 0 7, 700 県有地管理事業 120, 600 112, 900 0 国庫等還付金事業 公共施設等維持補修基金(復興公営住宅) 0 2, 461, 845 0 0 1. 664 2, 460, 181 台風19号災害に伴う自治法派遣職員等受入経費 0 0 企画技術総室 284, 493 1, 060 0 128, 033 155, 400 0 建設工事施工統計調査事業 1, 060 1 060 25, 000 土木部職員専門研修委託事業 25. 000 0 0 Ω 建設業許可及び指導事業 9, 203 0 9. 203 0 建設業振興事業 100.000 0 0 100,000 建設業法施行管理事業 8, 052 0 0 8, 052 0 環境にやさしいモデル工事推進事業 9, 000 0 0 9, 000 土木部ICT推進事業 484 0 0 484 2, 273 一般管理事務経費(企画技術) 0 0 0 273 , 800 0 800 ふくしまインフラメンテナンス技術者育成事業 115, 700 0 079 114, 621 土木部高度情報化事業 0 地域に生きる建設企業支援事業 0 地域に根ざした建設業新分野進出応援事業 204 0 0 0 204 流域治水推進事業 福島県建設業振興事業 0 0 2. 870 8, 714 0 8, 015 0 699 道路総室 1, 085, 371 576, 850 45, 905 1. 039, 466 0 0 道路管理事務(一般経費) 0 13, 480 563 370 車庫整備事業(県単) 111 466 111 466 0 0 0 高速道路関係行政推進にかかる運営経費等 111 0 0 U 1, 111 30, 000 30, 000 福島県道路公社運転資金貸付事業 0 0 福島県道路公社負担金 0 0 14, 000 14, 000 道路管理台帳システム運用事業 0 0 0

181, 398

169, 554

0

0

0

425

0

178, 973

169, 554

道路パトロール業務(アウトソーシング)

道路維持補修業務(アウトソーシング)

-般管理事務経費

/조 개 1+						
通常枠		予算額		特定財源		一般財源
		0.000.005	国庫支出金	地方債	その他	
河川港湾総室	进	3, 386, 305 629	53, 359	29, 900 0	1, 607, 127 0	1, 695, 9
	港湾統計調査事業 漁港管理経費	3, 983	629 0	0	3, 821	1
	東山ダム管理費	62, 914	0	0	62, 564	3
		92, 993	0	0	37, 327	55, 6
	真野ダム管理費	29, 103	0	0	15, 189	13, 9
	河川水門操作管理費	44, 428	0	0		22, 1
	河川愛護関係経費	2, 519	0	0	2, 519	,
	河川流域総合情報システム管理費	185, 384	0	0	44, 650	140, 7
	日中ダム管理費	17, 794	0	0	1, 308	16, 4
	小玉ダム管理費	27, 604	0	0	2, 422	25, 1
	千五沢ダム管理費	48, 225	0	0	24, 862	23, 3
	河川審議会費	61	0	0	0	- 10.0
	田島ダム管理費	10, 282	0	0	195	10, 0
	裏磐梯三湖管理費	35, 057	0	0	32, 414	2, 6
	堀川ダム管理費	20, 634 17, 175	0	0	6, 140 3, 838	14, 4 13, 3
	猪苗代湖管理費 水防管理経費	9, 101	0	0	8, 000	1. 1
	港湾整備事業特別会計繰出金	1, 465, 551	0	0	859, 700	605. 8
	港湾管理経費	113, 765	0	0	85. 830	27, 9
	ポートセールス事業	10, 399	0	0	00, 000	10, 3
	空港管理運営事業(経常経費)	245	0	0	0	10, 0
	空港管理運営事業(行政経費)	36, 031	0	0	0	36, (
	空港維持管理事業	279, 221	0	0	0	279, 2
	水文観測費	62, 540	0	0	62, 540	
	港湾保安対策事業	400, 568	0	0	317, 894	82, (
	猪苗代湖安全利活用対策事業	52, 730	52, 730	0	0	
	こまちダム管理費	16, 189	0	0	246	15,
	木戸ダム管理費	22, 257	0	0	2, 445	19,
	河川砂防管理事務費	19, 433	0	0	9, 462	9, 9
	水防訓練活動費	1, 653	0	0 000	1, 000	
	水防施設整備費 土砂災害情報システム管理費	30, 000 7, 446	0	29, 900 0	0	7.
	工物及音情報ンペナム自埋員 空港事務所運営事業	259. 156	0	0	0	259.
	港湾運営経費	800	0	0	0	200,
	不法占用対策費	435	0	0	435	
邹市総室	·	4, 136, 040	6, 503	0	1, 637, 212	2, 492,
	各種協議会等負担金事業	1, 893	0	0	0	1,
	都市計画推進事業	80, 482	0	0	15, 482	65,
	盛土規制基礎調査事業	0	0	0	0	100
	都市公園管理事業(一般)	180, 692	0	0	,	162,
	都市公園管理事業(行政)	889, 391 7. 351	0	0	0 2 010	889,
	都市計画総務事業(一般) 流域下水道事業会計負担金	403, 005	0	0	3, 819 0	3, 403.
	流域下水道事業云前負担並	1. 600. 000	0	0		400,
	流域下水道事業会計出資金	960, 220	0	0	0	960,
	(新)都道府県構想見直し策定業務	13, 006	6, 503	0		6,
建築総室		2, 232, 092	79, 341	0	484, 856	1, 667,
	営繕事務経費(経常経費)	7, 579	Λ!	0	71	7,
			0	V		
- · · · <u>-</u>	建築動態統計調査事業	625	625	0	0	
	建築動態統計調查事業 建築指導関連事務経費	625 7, 055	625 0	0	7, 055	
<u>-</u>	建築動態統計調查事業 建築指導関連事務経費 建築基準法施行事業	625 7, 055 10, 697	625 0 990	0 0 0	7, 055 9, 707	
	建築動態統計調查事業 建築指導関連事務経費 建築基準法施行事業 宅地建物取引業法施行事業	625 7, 055 10, 697 2, 079	625 0 990 0	0 0 0 0	7, 055 9, 707 2, 079	1
	建築動態統計調查事業 建築指導関連事務経費 建築基準法施行事業 宅地建物取引業法施行事業 県営住宅管理事務経費	625 7, 055 10, 697 2, 079 1, 175	625 0 990 0	0 0 0 0	7, 055 9, 707 2, 079	
	建築動態統計調查事業 建築指導関連事務経費 建築基準法施行事業 宅地建物取引業法施行事業 県営住宅管理事務経費 県営住宅管理事業	625 7, 055 10, 697 2, 079 1, 175 884, 169	625 0 990 0 0	0 0 0 0 0	7, 055 9, 707 2, 079 0	
-	建築動態統計調查事業 建築指導関連事務経費 建築基準法施行事業 宅地建物取引業法施行事業 県営住宅管理事務経費 県営住宅管理事業 共同施設事業	625 7, 055 10, 697 2, 079 1, 175 884, 169 107, 938	625 0 990 0 0 0	0 0 0 0 0 0	7, 055 9, 707 2, 079 0 5 107, 938	
-	建築動態統計調查事業 建築指導関連事務経費 建築基準法施行事業 宅地建物取引業法施行事業 県営住宅管理事務経費 県営住宅管理事業 共同施設事業 特別県営住宅管理事業	625 7, 055 10, 697 2, 079 1, 175 884, 169 107, 938 9, 146	625 0 990 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0	7, 055 9, 707 2, 079 0 5 107, 938 9, 146	884,
-	建築動態統計調查事業 建築指導関連事務経費 建築基準法施行事業 宅地建物取引業法施行事業 県営住宅管理事務経費 県営住宅管理事業 共同施設事業 特別県営住宅管理事業 建築企画関連事務経費	625 7, 055 10, 697 2, 079 1, 175 884, 169 107, 938	625 0 990 0 0 0	0 0 0 0 0 0	7, 055 9, 707 2, 079 0 5 107, 938	884,
_	建築動態統計調查事業 建築指導関連事務経費 建築基準法施行事業 宅地建物取引業法施行事業 県営住宅管理事務経費 県営住宅管理事業 共同施設事業 特別県営住宅管理事業	625 7, 055 10, 697 2, 079 1, 175 884, 169 107, 938 9, 146 1, 544	625 0 990 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0	7, 055 9, 707 2, 079 0 5 107, 938 9, 146 0	1,
	建築動態統計調査事業 建築指導関連事務経費 建築基準法施行事業 宅地建物取引業法施行事業 県営住宅管理事務経費 県営住宅管理事業 共同施設事業 特別県営住宅管理事業 建築企画関連事務経費 地域住宅計画等推進事業 住宅セーフティネット促進補助事業 県有施設維持保全事業	625 7, 055 10, 697 2, 079 1, 175 884, 169 107, 938 9, 146 1, 544 156 17, 805 343, 685	625 0 990 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0	7, 055 9, 707 2, 079 0 55 107, 938 9, 146 0 0	1,
	建築動態統計調査事業 建築指導関連事務経費 建築基準法施行事業 宅地建物取引業法施行事業 県営住宅管理事務経費 県営住宅管理事業 共同施設事業 特別県営住宅管理事業 建築企画関連事務経費 地域住宅計画等推事業 住宅セーフティネット促進補助事業 県有施設維持保全事業 ふくしま木造化・木質化推進事業	625 7, 055 10, 697 2, 079 1, 175 884, 169 107, 938 9, 146 1, 544 156 343, 685 343, 685	625 0 990 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	7, 055 9, 707 2, 079 0 5 107, 938 9, 146 0 0 0 275, 363 16, 962	1, 17, 68,
	建築動態統計調査事業 建築指導関連事務経費 建築基準法施行事業 宅地建物取引業法施行事業 県営住宅管理事務経費 県営住宅管理事業 共同施設事業 特別県営住宅管理事業 建築企画関連事務経費 地域住宅計画等推進事業 住宅セーフティネット促進補助事業 県有施設維持保全事業 ふくしま木造化・木質化推進事業 住宅安全ストック形成事業	625 7, 055 10, 697 2, 079 1, 175 884, 169 107, 938 9, 146 1, 544 156 17, 805 343, 685 16, 962 33, 932	625 0 990 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	7, 055 9, 707 2, 079 0 5 107, 938 9, 146 0 0 0 275, 363 16, 962 30	1, 17, 68,
	建築動態統計調査事業 建築指導関連事務経費 建築基準法施行事業 宅地建物取引業法施行事業 県営住宅管理事業 共同施設事業 特別県営住宅管理事業 共同施設事業 特別県営住宅管理事業 建築企画関連事務経費 地域住宅計画等推進事業 住宅セーフティネット促進補助事業 県有施設抵持へを事業 原有施設を持た。本質化推進事業 住宅安全ストック形成事業 ふくしまの低炭素社会づくり推進事業	625 7, 055 10, 697 2, 079 1, 175 884, 169 107, 938 9, 146 1, 544 156 17, 805 343, 685 16, 962 33, 932 243, 415	625 0 990 0 0 0 0 0 0 0 0 0 77,726	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	7, 055 9, 707 2, 079 0 5 107, 938 9, 146 0 0 275, 363 16, 962 30 56, 500	1, 17, 68, 33, 109,
	建築動態統計調査事業 建築指導関連事務経費 建築基準法施行事業 宅地建物取引業法施行事業 県営住宅管理事務経費 県営住宅管理事業 共同施設事業 特別県営住宅管理事業 建築企画関連事務経費 地域住宅計画等推進事業 住宅セーフティネット促進補助事業 県有施設維持保全事業 ふくしまが近事業 ふくしまの低炭素社会づくり推進事業 建築物耐震化促進事業	625 7, 055 10, 697 2, 079 1, 175 884, 169 107, 938 9, 146 1, 544 156 17, 805 343, 685 16, 962 33, 932 243, 415 15, 637	625 0 990 0 0 0 0 0 0 0 0 0 77,726	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	7, 055 9, 707 2, 079 0 5 107, 938 9, 146 0 0 275, 363 16, 962 30 56, 500	1, 17, 68, 33, 109, 15,
	建築動態統計調査事業 建築指導関連事務経費 建築基準法施行事業 宅地建物取引業法施行事業 県営住宅管理事務経費 県営住宅管理事業 共同施設事業 特別県営住宅管理事業 建築企画関連事務経費 地域住宅計画等推進事業 住宅セーフティネット促進補助事業 県有施設維持保全事業 ふくしま木造化・大質化推進事業 住宅安全ストック形成事業 ふくしまの低炭素社会づくり推進事業 建築物耐震化促進事業 福島県多世代同居・近居推進事業	625 7, 055 10, 697 2, 079 1, 175 884, 169 107, 938 9, 146 1, 544 156 17, 805 343, 685 16, 962 33, 932 243, 415 15, 637 78, 055	625 0 990 0 0 0 0 0 0 0 0 0 77, 726	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	7, 055 9, 707 2, 079 0 5 107, 938 9, 146 0 0 275, 363 16, 962 3 56, 500 0	884, 1, 17, 68, 33, 109, 15, 78,
	建築動態統計調査事業 建築指導関連事務経費 建築基準法施行事業 宅地建物取引業法施行事業 県営住宅管理事務経費 県営住宅管理事務経費 県営住宅管理事業 共同施設事業 特別県営住宅管理事業 建築企画関連事務経費 地域住宅計画等推進事業 住宅セーフティネット促進補助事業 県有施設維持保全事業 ふくしま木造化・木質化推進事業 住宅安全ストック形成事業 ふくしまの低炭素社会づくり推進事業 全等物耐震化促進事業 温島県多世代同居・近居推進事業 福島県多世代同居・近居推進事業	625 7, 055 10, 697 2, 079 1, 175 884, 169 107, 938 9, 146 1, 544 156 17, 805 343, 685 16, 962 33, 932 243, 415 15, 637 78, 055 5, 910	625 0 990 0 0 0 0 0 0 0 0 0 77,726 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	7, 055 9, 707 2, 079 0 55 107, 938 9, 146 0 0 275, 363 16, 962 30 56, 500 0	884, 1, 17, 68, 33, 109, 15, 78, 5,
	建築動態統計調査事業 建築指導関連事務経費 建築基準法施行事業 宅地建物取引業法施行事業 県営住宅管理事務経費 県営住宅管理事業 共同施設事業 特別県営住宅管理事業 建築企画関連事務経費 地域住宅計画等推進事業 住宅セーフティネット促進補助事業 県有施設維持保全事業 ふくしま木造化・大質化推進事業 住宅安全ストック形成事業 ふくしまの低炭素社会づくり推進事業 建築物耐震化促進事業 福島県多世代同居・近居推進事業	625 7, 055 10, 697 2, 079 1, 175 884, 169 107, 938 9, 146 1, 544 156 17, 805 343, 685 16, 962 33, 932 243, 415 15, 637 78, 055	625 0 990 0 0 0 0 0 0 0 0 0 77, 726	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	7, 055 9, 707 2, 079 0 5 107, 938 9, 146 0 0 275, 363 16, 962 3 56, 500 0	1, 1 884, 1 17, 8 68, 3 109, 15, 6 78, 0 5, 9 362, 4 80, 9

				財源	内訳	
通常枠		予算額	国庫支出金	特定財源 地方債	特定財源 せ方債 その他	
公共事業費計		124, 694, 160		84, 245, 700		12, 952, 07
推持補 <u>修事業</u>		49, 312, 286	5, 595, 758			8, 782, 21
企画技術総室	生活基盤緊急改善事業(企画技術・維持補修)	1, 331, 000	0		0	40
	建設発生土適正処理推進事業	1, 331, 000	0			40
道路総室		34, 080, 864				7, 691, 05
	道路維持補修事業	24, 235, 189				3, 251, 37
	<u>災害防除事業(県単)</u> 除雪事業(県単)	3, 356, 100 2, 862, 974	0		7. 701	50, 40 2, 360, 67
	除雪事業(交付金)	3, 548, 101		,	.,	1, 972, 10
	補修機械管理事業	56, 500	0			56, 50
河川港湾総室	道路占用復旧事業	22, 000 13, 362, 037	193, 600		22, 000 1, 555, 562	552. 37
/引川/ど/号心土	漁港維持管理事業	88, 720	0	0	11, 335	77, 38
	漁港維持管理事業 (海岸漂着物)	8, 000	5, 600		0	2, 40
	砂防施設維持管理事業 港湾維持管理事業	877, 435 233, 630	0	,		47, 42 64, 37
	港湾維持管理事業(長寿命化)	408, 000	0			2, 20
	ダム維持管理事業	1, 629, 258	0	.,	-	72, 39
	河川海岸維持管理事業	9, 636, 132	7, 000		735, 000	184, 33
都市総室	空港維持補修事業	480, 862 538, 385	181, 000		0	101, 86 538, 38
שבעות נויקם:	公園維持補修事業	525, 377	0			525, 37
3 W O II + 200	公園維持補修事業(復興祈念公園)	13, 008	0			13, 00
単公共事業 企画技術総室		40, 194, 321 1, 603, 331	5, 5/9, 420 0	31, 418, 000 705, 000		2, 721, 48 898, 33
止四扠伽秘至	生活基盤緊急改善事業(企画技術)	1, 603, 331	0			898, 33
道路総室		15, 253, 546		11, 681, 800	4, 400	706, 82
	やさしい道づくり推進事業	101, 000 1, 250, 000	477, 500	00, 000	0	10, 10 47, 30
	市町村合併支援道路整備事業 市町村等事業指導事務費(交付金)	1, 250, 000 5. 254	5, 254		0	47, 30
	道路橋りょう改良事業(県単)	7, 376, 737	0	·	4, 400	255, 53
	道路調査事業(県単)	275, 098	0	- v	0	275, 09
	<u>交付金事業(道路)</u> 交付金事業(地域活性化・道路)	3, 248, 132 1, 550, 000	1, 576, 947 666, 113		0	68, 78 49, 18
	歩いて走って健康づくり支援事業	134, 703	134, 703		0	10, 10
7 III # 7 # // -	道路長寿命化対策事業(公共)	1, 312, 622	0		0	82
河川港湾総室	漁港改良事業	19, 985, 248 0	1, 306, 240 0		448, 475 0	904, 63
	漁港改良事業(緊急自然災害防止対策事業)	53, 000	0			20
	砂防施設整備事業	2, 406, 100		2, 263, 900	141, 400	80
	港湾改良事業	125, 000 3, 791	0	,	0	20 3, 79
	<u>港湾調査事業</u> 県単災害復旧費	8, 800	0		0	3, 79
	河川流域総合情報システム事業	478, 400	0		0	2, 80
	市町村等事業指導事務費(交付金)	1, 140	1, 140		0	F00_40
	河川海岸改良事業 ふなっこふるさと川づくり事業	13, 691, 212 41, 000	0	, ,	16, 912 0	589, 40 4, 60
	河川海岸調査事業	52, 735				
	交付金事業(河川)	1, 641, 099				128, 70
	交付金事業(住宅関連·河川) 交付金事業(海岸)	274, 500 0	75, 000 0			8, 70
	交付金事業(ダム)	0			-	
	砂防調査事業	0	0			
	交付金事業(砂防) 交付金事業(漁港)	783, 700 157, 500				61, 10 11, 00
	交付金事業(港湾)	226, 800				12, 10
	ダム調査事業	36, 071	0	0	8, 964	27, 10
********	空港整備関連事業	4, 400				1, 40
都市総室	街路調査事業	1, 606, 643 7, 500			22, 546 0	159, 06 7, 50
	元気ふくしま地域づくり交流促進事業	341, 275				46, 17
	市町村等事業指導事務費(交付金)(都市)	4, 000				
	公園事業 市町村下水道事業等補助金	16, 277 44, 315	0	,		4, 07 44, 31
	市町村等事業指導事務費(交付金)(下水道)	6, 161			-	44, 31
	交付金事業(公園)	346, 950	165, 685	163, 100	0	18, 16
	<u>交付金事業(街路)</u> 交付金事業(地域づくり)	355, 590 207, 310	169, 799 89, 100		16, 979 0	17, 31 11, 91
	<u>父付金事業(地</u> 域つくり) 街路事業	94, 930			5, 567	9, 16
	公共施設整備事業(公園)	174, 835	174, 835	0	0	
	奥会津地域活性化推進事業	7 500	0 750		-	45
7 + 4 + 4 / 1	地域脱炭素移行・再エネ推進事業	7, 500 1, 745, 553	3, 750 799, 333			45 52, 62
(年30.40.42)		1, 740, 000				
建築総室	県営住宅改善事業	1, 694, 981	748, 761	893, 600	0	52, 62

			財源内訳 特定財源				
通常枠		予算額		一般財源			
			国庫支出金	地方債	その他	川又 州 // // // //	
-般公共事業		35, 187, 553	8, 950, 328	24, 153, 600	635, 246	1, 448, 379	
普通建設事業		9, 567, 832	4, 465, 074	3, 921, 200	635, 246	546, 312	
道路総室		2, 903, 482	1, 515, 270	1, 304, 300	20, 000	63, 912	
	補助事業(道路)	2, 888, 064	1, 506, 452	1, 304, 300	20, 000	57, 312	
	道路調査事業	9, 900	3, 300	0	0	6, 600	
	市町村等事業指導事務費(補助)	5, 518	5, 518	0	0	(
河川港湾総室		5, 492, 206	2, 466, 959	2, 025, 000	571, 985	428, 262	
	補助事業(河川)	1, 436, 015	548, 000	385, 600	287, 215	215, 200	
	海岸メンテナンス事業	210, 000	100, 000	98, 600	0	11, 400	
	河川災害復旧助成費	1, 523, 097	850, 835	548, 000	63, 331	60, 93°	
	緊急砂防等災害関連費	12, 200	6, 143	4, 800	380	87	
	補助事業(ダム)	0	0	0	0	(
	補助事業(砂防)	773, 600	370, 500	369, 300	0	33, 800	
	ダムメンテナンス事業	745, 294	203, 481	303, 100	221, 059	17, 654	
	港湾計画調査事業(補助)	106, 000	53, 000	0	0	53, 000	
	補助事業(漁港)	336, 000	160, 000	158, 200	0	17, 800	
	空港整備事業(補助)	350, 000	175, 000	157, 400	0	17, 600	
都市総室		912, 962	482, 845	358, 700	43, 261	28, 156	
	補助事業(街路)	906, 000	475, 883	358, 700	43, 261	28, 156	
	市町村等事業指導事務費(補助)(都市)	4, 000	4, 000	0	0	(
	市町村等事業指導事務費(補助)(下水道)	2, 962	2, 962	0		(
建築総室		259, 182	0	233, 200	0	25, 982	
	市街地再開発事業費補助事業	259, 182	0	233, 200	0	25, 982	
災害復旧事業		7, 198, 924	4, 485, 254	2, 423, 200		290, 470	
河川港湾総室		7, 098, 924	4, 460, 254	2, 348, 200		290, 470	
	漁港公共災害復旧事業	343, 000	220, 981	121, 700	0	319	
	公共災害復旧費	6, 265, 524	4, 034, 399	2, 113, 700	0	117, 42	
	市町村等事業指導事務費	0	0	0		(
	災害調査費	172, 400	0	0		172, 400	
	港湾公共災害復旧事業	318, 000	204, 874		0	320	
都市総室		0	0	0		(
	市町村等事業指導事務費(下水道)	0	0	0	•	(
建築総室		100, 000	25, 000	75, 000		(
	県営住宅災害復旧事業	100, 000	25, 000	75, 000	0	(
国直轄事業負担金		18, 420, 797	0	17, 809, 200	0	611, 59	
道路総室		9, 993, 000	0	9, 923, 700	0	69, 300	
	国直轄道路事業費負担金	9, 993, 000	0	9, 923, 700	0	69, 30	
河川港湾総室		8, 427, 797	0	7, 885, 500	0	542, 29	
	国直轄河川事業費負担金	5, 649, 575	0	5, 214, 600		434, 97	
	国直轄ダム事業費負担金	10, 256	0	9, 100		1, 15	
	国直轄砂防事業費負担金	487, 566	0	449, 500		38, 06	
	国直轄港湾事業費負担金	2, 280, 400	0	2, 212, 300		68, 10	
通常枠計		146, 714, 082	20, 268, 755	84, 405, 900	11, 496, 265	30, 543, 16	

(2) 復興·創生枠 (単位: 千円)

復興·創生枠 一般事業費 土木総室 災害派遣職員等受入経費 出先機関庁舎維持管理事業 一般管理事務経費(総務予算) 企画技術総室	予算額 1, 812, 747 81, 629 75, 792 2, 871 2, 966 51, 800	国庫支出金 313, 223 0 0	財源 特定財源 地方債 0 0 0	その他 639, 640 1, 015 1, 000	一般財源 859, 884 80, 614
一般事業費 土木総室 災害派遣職員等受入経費 出先機関庁舎維持管理事業 一般管理事務経費(総務予算)	1, 812, 747 81, 629 75, 792 2, 871 2, 966	313, 223 0 0 0	地方債 0 0 0	639, 640 1, 015	859, 884
土木総室 災害派遣職員等受入経費 出先機関庁舎維持管理事業 一般管理事務経費(総務予算)	81, 629 75, 792 2, 871 2, 966	313, 223 0 0 0	0 0 0	639, 640 1, 015	859, 884
土木総室 災害派遣職員等受入経費 出先機関庁舎維持管理事業 一般管理事務経費(総務予算)	81, 629 75, 792 2, 871 2, 966	0 0	0	1, 015	
災害派遣職員等受入経費 出先機関庁舎維持管理事業 一般管理事務経費(総務予算)	75, 792 2, 871 2, 966	0	0	.,	80, 614
出先機関庁舎維持管理事業 一般管理事務経費(総務予算)	2, 871 2, 966	0		1, 000	
一般管理事務経費(総務予算)	2, 966		Λi		74, 792
1312 2 3 33 12 7 (10 33 7) 1		Λi		0	2, 871
企画技術総室	51 800		0	15	2, 951
		24, 900	0	2, 000	24, 900
震災伝承活動推進事業	2, 000	0	0	2, 000	0
建設DX推進事業	49, 800	24, 900	0	0	24, 900
道路総室	10, 160	5, 080	0	0	5, 080
自転車の活用による健康づくり推進事業	10, 160	5, 080	0	0	5, 080
河川港湾総室	20, 268	0	0	0	20, 268
港湾整備事業特別会計繰出金(復興・一般)	20, 268	0	0	0	20, 268
都市総室	342, 576	12, 500	0	0	330, 076
流域下水道事業会計繰出金(放射能対策事業)	317, 576	0	0	0	317, 576
ふくしまインフラツーリズム推進事業	25, 000	12, 500	0	0	12, 500
建築総室	1, 306, 314	270, 743	0	636, 625	398, 946
応急仮設住宅維持管理事業	2, 003	0	0	2, 003	0
空き家対策総合支援事業	133, 000	0	0	12, 000	121, 000
災害救助法による救助	524, 827	262, 233	0	360	262, 234
県営住宅管理事業(復興公営住宅)	552, 585	0	0	552, 585	0
復興公営住宅入居支援事業	36, 010	0	0	28, 808	7, 202
共同施設事業(復興公営住宅)	40, 869	0	0	40, 869	0
(新) ふくしまぐらし住宅提供事業	17, 020	8, 510	0	0	8, 510
公共事業費計	40, 873, 130	17, 638, 982	212, 000	6, 509, 677	16, 512, 471
県単公共事業	39, 000, 330	16, 221, 152	212, 000	6, 509, 677	16, 057, 501
道路総室	35, 837, 574	16, 173, 000	212, 000	4, 180, 657	15, 271, 917
交付金事業(道路)(再生・復興)	30, 288, 655	16, 173, 000	212, 000	1, 000	13, 902, 655
帰還環境整備交付金事業(道路)	5, 548, 919	0	0	4, 179, 657	1, 369, 262
都市総室	2, 822, 336	43, 336	0	1, 993, 416	785, 584
市町村等事業指導事務費(再生・復興)(都市)	3, 336	3, 336	0	0	0
復興祈念公園整備事業	2, 819, 000	40, 000	0	1, 993, 416	785, 584
建築総室	340, 420	4, 816	0	335, 604	0
復興公営住宅整備促進事業	0	0	0	0	0
帰還者向け災害公営住宅等整備促進事業	335, 604	0	0	335, 604	0
市町村等事業指導事務費(再生・復興)	4, 816	4, 816	0	0	0
一般公共事業	1, 872, 800	1, 417, 830	0	0	454, 970
災害復旧事業	1, 872, 800	1, 417, 830	0	0	454, 970
河川港湾総室	1, 872, 800	1, 417, 830	0	0	454, 970
公共災害復旧費(再生・復興)	1, 872, 800	1, 417, 830	0	0	454, 970
復興·創生枠計	42, 685, 877	17, 952, 205	212. 000	7. 149. 317	17. 372. 355

 (3) 一般会計計
 189, 399, 959
 38, 220, 960 84, 617, 900 18, 645, 582 47, 915, 517

II-6	事項別事業内容	
	財産管理費 ·····	132
	営繕管理費、県有施設管理費	
	地域振興費	132
	地域振興費、電源立地促進費	
	市町村振興費	132
	市町村合併支援道路整備事業費	
	社会福祉総務費	132
	やさしい道づくり推進事業費	
	災害救助費	132
	救助費	
	漁港管理費	132
	漁港維持管理費、漁港管理費	
	漁港改良費	132
	漁港改良費、漁港調査費	
	漁港建設費	133
	漁港事業費	
	生活基盤緊急改善費	133
	生活基盤緊急改善費、地域づくり交流促進事業費	
	道路橋りょう維持費	134
	道路橋りょう維持費	
	道路橋りょう改良費	135
	道路橋りょう改良費	
	道路橋りょう整備費	135
	道路橋りょう整備費、道路橋りょう整備費(再生・復興)	
	高速道路整備費 ·····	136
	高速道路整備促進費	
	河川海岸総務費	136
	東山ダム管理費、鮫川水系ダム管理費、真野ダム管理費、河川水門操作管理費	
	河川環境整備費、河川流域総合情報システム管理費、日中ダム管理費	
	小玉ダム管理費、千五沢ダム管理費、田島ダム管理費、裏磐梯三湖管理費	
	堀川ダム管理費、水文観測費、猪苗代湖管理費、ダム維持管理費、水防施設整備費	
	河川砂防管理事務費、こまちダム管理費、木戸ダム管理費、河川海岸維持管理費	
	土砂災害情報システム管理費	
	河川海岸改良費	137
	ダム調査費、河川流域総合情報システム事業費、河川海岸改良費、河川海岸調査費	
	河川事業費	137
	河川事業費、防災・減災対策等強化事業推進費	
	海岸事業費	139
	海岸事業費	

ダム事業費	139
ダム事業費	
河川等災害関連費	139
河川災害関連費、河川災害復旧助成費、緊急砂防等災害関連費	
災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費補助金	
砂防施設費	142
砂防施設維持管理費、砂防施設費、砂防調査費	
砂防事業費	143
砂防事業費	
港湾管理費	147
港湾維持管理費、港湾管理費港湾振興費、港湾保安対策費	
港湾改良費	148
港湾改良費、港湾調査費、港湾計画調査費	
港湾建設費	148
港湾事業費	
空港建設費	148
空港事業費、空港整備関連事業費	
空港管理費	148
空港管理運営費、空港維持管理費、空港維持補修費	
都市計画総務費	149
都市計画推進費	
都市施設改良費	149
街路調査費、公園事業費、下水道事業費、公園維持補修費	
都市計画事業費	149
市町村下水道整備代行事業費、街路事業費、都市公園事業費	
都市公園事業費(再生・復興)	
住宅総務費	150
住宅確保要配慮者支援費、民間住宅等対策費、空き家活用推進費(再生・復興)	
多世代同居・近居推進費、住宅取得支援事業費	
住宅管理費	151
県営住宅管理費、県営住宅管理費(再生・復興)、共同施設費	
共同施設費(再生・復興)	
住宅建設費	151
県営住宅改善費、市街地再開発事業費補助金、	
帰還者向け災害公営住宅等整備促進費	
特定優良賃貸住宅費	151
特別県営住宅管理費	
漁港災害復旧費	151
公共災害復旧費	

土木災害復旧費	152
公共災害復旧費、公共災害復旧費(再生・復興)、県単災害復旧費	
災害調査費、都市災害復旧費、県営住宅災害復旧費	
港湾災害復旧費	152
公共災害復旧費	
土地取得事業費	153
道路事業費、用地取得円滑化対策事業費、公園事業費、用地先行取得事業費	
流域下水道事業会計	153
流域下水道調査費、流域下水道事業(県単分)、流域下水道事業(交付金)	

Ҝ	
E	
#	
H	
귭	
삗	
H	
ď	
ı	

田 菓 株 冊	* * §		受託営繕・土木事業の円滑な執行のために必要となる事務経費。	1 県有施設維持保全事業 合同庁舎、職員公舎、出先庁舎の維持保全を図るため、各建物、設備の小破損補修、法定検査及び保守点検、	推進事業 木造化・木質化の推進に向けて、農林水産 えるため、木造化のモデルやイメージなど	電源三法(電源開発促進稅法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法)による電源立地地域対 東 策交付金により、発電用施設周辺地域における公用施設の整備を行う。	よくしまインフラツーリズム推進事業 インフラ施設を観光資源として活用し、地域観光と結びつけたインフラツーリズムを推進することにより、県内の観光交流人口の拡大及びインフラへの理解促進を図る。	合併市町の中心部と合併前市町村の中心部を連絡する道路において、幅員狭小によるすれ違い困難箇所や線形不良により円滑な交通が確保されないなど、合併市町の一体化の支障となる道路の整備を行う。		高齢者や障がい者を含むすべての人が安全に安心して利用できる歩行環境を確保するため、歩道の拡幅・段差改善、 視覚障がい者誘導用ブロックの設置、休憩所の設置、透水性舗装の舗設等を実施する。	東日本大震災による被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の維持管理や借上げ住宅の家賃支払い等を行う。		1 漁港維持管理事業、漁港維持管理事業(海岸漂着物)、交付金事業(電源・漁港) 漁港の防波堤、物揚場、泊地、航路等(以下「漁港施設」という。)、漁港区域内海岸の堤防及び護岸等(以下「海岸保全施設」という。)の維持補修を実施する。	漁港管理経費 漁港管理者として、漁港施設の適正な維持管理を行う。	漁港改良事業 漁港改良事業 漁港区域内の漁港施設並びに海岸保全施設の新設又は改良に係る事業で、次の各項に該当するもの。 1 漁港施設 (1)漁港施設用地のうち、公共施設用地造成に関連して必要となる用地で、漁港管理者が行う用地造成事業。 (2)小規程な事業で原則として総事業費は3千万円未満とし、短年度に事業効果を発揮できるもの、安全性及び利用効率が著しく高まると認められるもの。 2 海岸保全施設 (1)高潮、侵食による被害の恐れがある海岸で次の各項に該当するもの。 ① 防護面積 1 km あたり 2 ha 以上のもの。 ② 防護人口 20 人以上のもの。 ③ 防護人口 20 人以上のもの。
5. 服然十条里			営繕課	営繕課		河川整備課 まちづくり推進課	まちづくり推進課	道路整備課		道路整備課	建築住宅課 建築指導課		港湾課	港湾課	監
X X	市町村負担		I	I	I	1 1	I	I		I	_		I	I	I
財務	国庫		ı	ı	I	9/10 10/10	5/10	1/2		1	5/10		_	I	I
В	重量		営繕管理費	県有施設管理費		地域振興費 電源立地促進費		市町村合併支援道路整 備事業費		やさしい道づくり推進 事業費	救助費		漁港維持管理費	漁港管理費	漁港改良費
算	B		8 財産管理費			4 地域振興費		2 市町村振興費		1 社会福祉総務費	1 災害救助費		9 漁港管理費		10 漁港改良費
۴	款項	2 総務費	1 総務管理費			3 企画費		5 自治振興費	3 民生費	1 社会福祉費	4 災害救助費	6 農林水産業費	5 水産業費		

44	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	港湾調査事業 漁港及び漁港海岸保全区域整備計画の基礎資料を得るため、事業予定箇所の事前調査(測量、地質調査、設計等) を実施する。	補助事業 (漁港) 【水産物供給基盤機能保全事業】 漁港施設の機能保全を行うため、機能保全計画の策定及び保全工事を実施する事業。 【漁港施設機能強化事業】 漁港における地震、津波や高潮・波浪対策として、既存施設の改良により機能強化を実施する事業。	交付金事業 (漁港) 【漁港海岸保全施設整備事業】 (1)海岸堤防等老朽化対策事業 (1)海岸堤防等老朽化対策事業 「地岸堤防等者命化を図りつつ、施設の老朽化対策を計画的に推進するための長寿命化計画の策定、調査、	対球計画の策定、対策工事を実施する事業。 (2) 漁港海岸環境整備事業 海岸利用が増進される機能を発揮するために行う施設の新設もしくは改良を実施する事業。 [漁村再生交付金事業] 漁村再生計画に基づき漁港施設の整備を実施する事業。		土木部が所管する公共施設のうち、地域住民の生活に密着した身近な生活基盤を、地域住民からの要望に即応し、各種施策テーマを念頭に、迅速、柔軟かつ的確に整備・改善することにより、県民生活の安全性、利便性及び快適性の一層の向上に寄与することを目的とする事業で、次のいずれかの基準に該当するもの。ただし、国庫補助対象事業は除く。 住民の日常生活で支障となっている様々な問題・課題に対し、各種施策テーマを念頭に、迅速かつ柔軟な解決が図られる事業。 ①およる事業。 ①お子等りや障がいのある人も安心して暮らせる環境の整備改善 ②追動、通学者が利用しやすい安全で快適な環境の整備改善 ③多で他、地域住民からの要望が強い生活に密着した小規模な整備改善	県民が主役となり地域の歴史や文化などの地域資源を活用し、持続的成長が可能な個性を魅力ある美しい地域づくりや、交流人口の拡大に結びつく施策を、各主体の役割分担のもと、ソフト・ハードの両面から推進することにより、地域に愛着と誇りを持ち、未来に希望が持てる地域社会の実現を目指す。 ①文化や伝統、歴史的な街並み等の地域資源を活用して創る魅力ある地域づくり ②観光資源の活用や広域的連携によって交流人口拡大を図る地域づくり ③目然との共生や環境の保全、良好な景観の形成等をテーマに、美しいふくしまを後世に継承する地域づくり ④子ともたち、子育て世代や高齢者等、様々な世代が安心して暮らせる地域づくり ⑤様電り沿岸部の復興支援 ①風評被害払拭に向けた観光振興支援
***************************************	事 兼上務課• 鱼	港湾課	港湾票				土木企画課	課 乗 ま ち づ く の 推 進
区分	市町村負担	ı	1 1	I	1 1		ı	I I
財務	軍	I	1/2	1/2	1/3		T	4.5/10
	頂	iilm/	alin/				冬	維サ (1) 元気かくしま地域 (1) 元気かくしま地域 がくの交流促進事 ** (2) 交付金事業(地域 がくり)
ш	#	漁港調査費	漁港事業費				生活基盤緊急改善費	地業 域書() グ 元 ※ ※ グ が 、
献	ш						生活基盤緊急改善生活基盤緊急改善	
麒			11 漁港建設費				5 生活基	
4	頂						土木管理費	
	桊					8 土木費	1 H 	

मार्ग रहार	事 米 教 政	1 道路維持補修事業 県管理の国道及び県道の維持補修を実施する。 (1) 一般補修費 道路の路面、路側の維持補修を常時行うものや道路の路肩部分に草花を植えるための経費。 (2) 交通安全施設補修費 防護柵や視線誘導標、道路標識及び歩道等の交通安全施設を補修するための経費。 (3) 道路展明更新費 道路及びトンネルのLED化を推進し、照明の長寿命化とCO2を排出削減するための経費。 (4) 橋梁等補修費 橋梁等荷修養を図り、施設の長寿命化を図るとともに良好な道路環境を維持するための経費。 (5) 舗装補修費 舗装道路の維持補修のため、MCI3以下の箇所を重点的に舗装補修を実施する。 ※MCI (維持管理指数):わだち堀れ量、ひびわれ率から算出される指標	2 道路長寿命化対策事業 将来にわたり道路を常時良好な状態に保っため、長寿命化を主眼に損傷施設の修繕や老朽施設の再生を行い、 将来の維持管理費用を低減するとともに耐震補強対策を実施することで安全な道路交通を確保する。	3 災害防除事業(県単) 道路防災点檢及び日常の道路点検パトロール等の結果により、落石・崩落等の恐れがあり、対策の必要性が認められた危険箇所について、災害の発生を防止する対策を実施するもの。	4 除雪事業 (県単)、除雪事業 (交付金) 積雪地域の冬期交通確保のため、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法 (以下「雪寒法」という。)」に基づく道路の除雪事業で、次の各項に該当するもの。 (1) 春先除雪及び一般除雪 (県単) 積雪地域道路以外の除雪及び春先における交通確保のため行う除雪並びに除雪用機械の購入・整備。 (2) 一般除雪 (交付金) 雪寒法第3条の規定により指定された「指定路線」について行う除雪及び除雪用機械の整備。	5 補修機械管理事業 補修機械、その他の道路管理用建設機械の購入経費。 補修機械、その他の道路管理用建設機械車両の整備経費。	6 道路占用復旧事業上・下水道、ガス、電気及び電話の占用工事のため損傷した道路について、道路法第38条の規定に基づき舗装等の復旧工事を実施する(その経費は同法第62条の規定に基づき原因者が負担する。)。
	■ 事業王務課・室	道路管理課					
区	市町村負担	1 1 1	I	I	1 1 1	I	I
財務	国	5.5/10	I	I	2/3	I	I
	厘	う維持費					
ш	舳	道路橋のよ					
算	ш	2 道路橋のよう維持 貴					
片	教通	道路橋りょう費					
		Ø					

1	· · ·	1 道路橋りょう改良事業 (県単) 県土全体の発展を支える、効果的・効率的で代替性、早期回復性を併せ持つ緊急時の様々な状況にも対応できる安全で信頼性の高い道路ネットワーク構築と地域の振興を支える道路整備を行う。 ①道路な験 ・生活に密着した道路で線形・勾配が不良な箇所や幅員狭小で交通傷害となっている箇所の局部的な改良を行う。 ・地域が緊急に対応しなければならない課題(大規模開発プロジェクトなど)に応えて、地方公共団体からの要望 が強い道路を整備事業の推進に関する法律に基づき、交通事故の多発している道路や渋滞箇所、その他緊急 に交通の安全を確保する必要がある道路について、歩道及び自転車歩行者道、交差点改良等を整備する。 ③舗装改良 ●激な交通量の増加等重要度が高まっている路線において、舗装改良を行う。 () 雪楽指定路線において、雪崩、地吹雪、吹溜り、路面への積雪を各種の施設によって防ぐことにより、冬期交 通を確保する。	 2 道路調査事業(県単) (1) 道路の改良を図るため、基礎資料の作成や事業実施予定箇所の事前調査及び概略設計、予備設計等を実施する。 ⑤ 道路事業調査 ・交付金事業等の新規採択に向けた道路概略設計、道路・構造物予備設計等、これらに必要な交通解析、地盤調査、環境調査等の各種調査を行い、また、必要に応じて実施測量及び実施設計を行う。 	1 道路調査事業 県土の骨格を担う基幹的な道路である会津統貫南道路の事業化されていない区間について、事業着手に必要な調査・事業着手に向け必要な調査を実施する。	2 交付金事業(道路) 政策目的である活力創出を実現するため、県が作成した社会資本総合整備計画に基づき基幹的な社会資本整備事業 や関連する社会資本整備を行う。 ・道路事業(一般国道、県道の新設、改築、修繕等に関する事業)	3 交付金事業(地域活性化・道路) 新潟・山形・福島三県及び茶城・栃木・福島三県の連携による広域観光の取り組み、観光業全体のボトムアップと 広域観光の活性化を図るため、幹線道路や観光施設間を結ぶ道路整備を実施する。	4 補助事業(道路)・地域間の交流・連携を促進する地域高規格道路の整備を実施する。・施設の長寿命化を推進すると共に、安全で安心な道路交通を確保するため、老朽化した構造物の修繕を実施する。・安全で円滑な通行の確保や良好な景観の形成を図るため無電柱化整備を実施する。・男保機関(警察等)と連携し、地域の実情に応じた安全対策を実施する。	1 交付金事業 (道路) (再生・復興)	2 交付金事業(道路)(復興・一般)東北地方太平洋沖地震を踏まえ、災害に強い道路ネットワーク構築を実現するための社会資本整備を行う。	3 生活拠点形成交付金事業(道路) 復興公営住宅の整備に伴って整備が必要な道路として生活拠点形成事業計画に位置づけられた道路整備を実施する。	4 帰還環境整備交付金事業(道路) 東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難住民の早期帰還の促進、地域の再生加速化のために、復興再生拠 点市街地形成施設の整備等と一体的に、復興再生拠点へのアクセス道路等を整備する。
	事 来土统味 · 宝	道路整備課道路整備課	道路計画課高速道路室道路整備課	高速道路室	道路管理課道路整備課	道路整備課	高速道路室 道路管理課 道路整備課	道路整備課	道路整備課	道路整備課	道路整備課
公	市町村負担	I	I	I		I	I	I	I	I	I
財務	国庫	I	I	1/3	6.0/10 5.5/10 1/2	4.5/10	5.5/10	5.5/10	5.5/10	7.75/10 (基金)	7.75/10 (基金)
	頂	よう改良費		道路橋りょう整備費				道路橋のよう整備費	夜 坪)		
ш	垂	路路						道路橋り	• # #		
献	ш	りょう技具		道路橋りょう整備							
犚	ш	一 開発 関連 関語 関語 関語 関語 関語 の 関語 関語 の に に に に に に に に に に に に に に に に に に		7 道路橋 費							
片	用										
	紫										

产	尊	Ш	財務	公 区	HTHA	7117 7118
款項	ш	章	車	市町村負担	事業土務課•至	無米表取
	9 高速道路整備費	青速道路整備促進費	ı	I	高速道路室	高速道路の整備促進及び利活用促進を図るため、関係機関・団体との連絡調整を行い、高速道路網の整備を推進する。
3 河川海岸費	1 河川海岸総務費	費用ダム管理費	I	I	河川整備課	洪水調節及び会津若松市の上水道用水の確保を目的とした東山ダムの機能を維持する。
		鮫川水系ダム管理費	1	I	河川整備課	洪水調節並びにいわき市の上水道用水及びいわき地方の工業用水の確保を目的とした高柴・四時両ダムの機能の維 特並びに統合運用を実施する鮫川水系ダム管理事務所の運営を行う。
		真野ダム管理費	I	I	河川整備課	洪水調節並びに相馬地方の上水道用水、工業用水及び発電のための流量の確保を目的とした真野ダムの機能を維持する。
		河川水門操作管理費	ı	I	河川整備課	水門、樋門等の操作委託や点検を実施する。
		河川環境整備費	I	I	河川計画課	【河川愛護関係経費】 河川環境の美化を図るため、河川愛護運動及び河川愛護団体の育成、不法投棄物件の除却を実施する。 【猪苗代湖安全利活用対策事業】 猪苗代湖の利用者が安全かつ快適に利活用できるよう必要な対策を実施する。
		河川流域総合情報シス テム管理費	ı	I	河川整備課	河川流域総合情報システムとして整備された雨量計、水位計等のシステムの維持管理を実施する。
		日中ダム管理費	ı	I	河川整備課	洪水調節並びに喜多方市の上水道用水、かんがい用水及び発電のための流量の確保を目的とした日中ダムの機能を維持する。
		小玉ダム管理費	I	I	河川整備課	洪水調節並びにいわき市の上水道用水、いわき地方の工業用水及び発電のための流量の確保を目的とした小玉ダム の機能を維持する。
		千五沢ダム管理費	ı	I	河川整備課	洪水調節並びにかんがい用水のための流量の確保を目的とした千五沢ダムの機能を維持する。
		田島ダム管理費	_	_	河川整備課	洪水調節及び南会津町の上水道用水の確保を目的とした田島ダムの機能を維持する。
		裏磐梯三湖管理費	_	_	河川整備課	裏磐梯三湖 (檜原湖、小野川湖、秋元湖) による洪水調節機能を維持する。
		堀川ダム管理費	-	-	河川整備課	洪水調節及び白河地方の上水道用水の確保を目的とした堀川ダムの機能を維持する。
		水文観測費	_	Ι	河川計画課	河川の水位流量等の把握のための観測を実施する。
		猪苗代湖管理費	_	_	河川整備課	猪苗代谢による洪水調整機能を維持する。
		ダム維持管理費	I	I	河川整備課	管理ダムの各施設において、ダムの維持管理上支障を来している事象について、必要最小限の改修、補修工事を行い、施設の長寿命化を図る。
		水防施設整備費	_	-	河川整備課	出水時に活用する水防資機材を配備するため、水防倉庫を整備する。
		河川砂防管理事務費	I	I	河川計画課土木企画課	【河川砂防管理事務費】一級河川の指定区間、二級河川及び砂防関係法区域における管理の適正化を図るための経費。 (1)河川台帳の整備及び河川区域内の土地の測量・調査・嘱託登記 (2)河川巡視員による河川巡視 (3)各種負担金経費 (4)砂防巡視員による砂防関係法区域の巡視 (4)砂防巡視員による砂防関係法区域の巡視
		こまちダム管理費	1	1	河川整備課	洪水調節及び小野町の上水道用水の確保を目的としたこまちダムの機能を維持する。
		木戸ダム管理費	ı	ı	河川整備課	洪水調節並びに双葉地方の上水道用水及び工業用水の確保を目的とした木戸ダムの機能を維持する。

新		一級河川(国直轄管理区間を除く。以下同じ。)及び二級河川の堤防、護岸、床止め、木門その他の河川管理施設(以下「河川管理施設」という。)の維持補修を実施するもので、補助対象にならないもの。 河道内の堆砂除去や河川愛護団体等の協力のもと、雑草等の刈り払いを実施するなど、地域と連携した良好な河川 環境の保全を図る。 海岸保全施設(漁港及び港湾の区域を除く。)の維持補修を実施する。	士砂災害情報システムの維持管理を実施する。	県管理ダム、貯水池及び河川放流の水質管理のため水質調査を実施する。	1 県内の雨量・水位局のデータ伝送方法を自営無線から携帯通信に変更し、観測データ収集の短縮化を図る。 2 県内全域に整備された河川流域総合情報システムにおいて、稼働開始後、長年が経過し機器の老朽化が進んでいるため、雨量・水位観測所の更新の機器の更新を図る。 3 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置を行い、河川監視の強化を図る。	1 河川海岸改良事業 指定区間内の一級河川又は二級河川において施行する河川工事のうち、その総事業費が小規模で早急に実施する必要のあるもので、次の各項に該当するもの。 要のあるもので、次の各項に該当するもの。 (1)事業規模が局部的であり、改修効果を短期間に発揮できるもの。 (2)災害復日事業にあわせて一連の改良計画により施工する必要があるもの。 (3)その他、他事業に関連して必要となる河川改良で緊急を要するもの。 2 ふなっこふる さと川づくり事業 それぞれの河川が持つ、あるいは持っていた特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境 や生態系に配慮した河川整備を実施する。 (具体例)ワンドの保全・創出、一連区間の魚道工の設置	県が管理する河川について、地域開発計画との整合性を図りながら、河川基本計画及び新規改修計画を早期に策定するとともに、河川の適正利用と流水の正常な機能維持を図るための調査を実施する。 また、海岸保全基本計画を策定するための調査、一般公共海岸区域台帳の整備及び海岸保全区域見直し調査を実施する。	権助事業 (河川) 【大規模特定河川事業】 事前防災対策が十分に行えておらず、計画規模の洪水が生じた場合に氾濫する危険性が著しく高い区間について、計画的・集中的次対策を実施することにより、早期に治水安全度を向上させることを目的とした事業であり、有定区間内の一級河川又は二級河川において施工される改良に関する工事のうち、概ね 10 年以内で完了し、事業費が 10 億円以上の事業であって、計画高水流量に対して流下能力が低く、氾濫のおそれがある区間で橋梁の改築を放水路の整備等の集中的な投資が必要なものについて、河川改修を実施する。 「事業間連携河川事業】 非定区間内の一級河川、「総河川又は準用河川において施工される改良に関する工事であって整備効果を発揮 指定区間かの一級河川、「銀河川又は準用河川においてが河川、他を実施する。 なた、浸水の恐れがある地域の設定については、治水計画上の外力規模を対象とする。
H 44	事業王務課・室	河川整備課	砂防課	河川整備課	河川整備課	河川整備課	河川計画課河川整備課	河三整備課
区	市町村負担	ı	ı	ı	ı	I	I	1 1 1
財務	国	I	ı	1	I	1	I	1/2 1/2 1/3
	通	河川海岸維持管理費	土砂災害情報システム 管理費	长	河川流域総合情報システム事業費	5改良費	5調査費	#
ш	 iii ,	河川海岸	士砂災害	ダム調査費	河三湾域アントの事業	河川海岸改良費	河川海岸調査費	
楺	▥			河川海岸改良費				
輝				2 河川				8 河河
1								
*	断							

田里紫青	*	交付金事業 (河川) 【浸水対策重点地域緊急事業】 中小河川の氾濫により深刻な影響が生じた地域において、浸水対策重点地域緊急事業を推進し、もって再度災 害の防止等を図ることを目的とした河川改修を実施する。	【広域河川改修事業】 指定区間内の一級河川又は二級河川において、水系、大支川等の単位で一括採択し、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業において限定し、また重点整備箇所を設けて整備を進めることにより、効果的かつ効率的な河川整備を実施する。	【都市基盤河川改修事業】 人口5万人以上の市に係る一級河川又は二級河川において、流域面積が概ね30km ² 以下の区間(市街地の整備 等と関連して河川の改良工事を実施する場合にあっては、流域面積が30km ² を超える区間を含む。)の改良工事 を実施する。		 ③ 堤防強化対策。 ④ 既設の遊水池又は、調整池等の改良。 ④ 既設の遊水池又は、調整池等の改良。 ⑤ 洪水による被害が防止される区域内の家屋が5戸以上の地域において、必要最小限の区間で施行される 改良工事であって、「概ね5年間で事業完了させるもの」であり、改良工事による費用便益が1以上で総事業費が1億円以上のもの。 (3) 1事業費が1億円以上のもの。 (3) 1事業の総事業費が概ね4億円以上24億円以内の準用河川に係る河川改修等。 2、情報其機総合整備重業 	匠の存置す	\Box	(2) ハザードマップ調査 水防法に基づく浸水想定区域の指定により、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ 迅速な避難の確保を図るための必要な事項及び周知に係る調査。	【効果促進事業】 県民の水災害に対する危機管理意識の向上を図るための事業や、水防資材の整備など を、河川改修事業と一体的に実施する。	【防災・減災対策等強化事業権進費】 自然災害により被災した地域において、住民の安全・安心の確保に資することを目的に、再度災害の防止対策 を図る。
中米十 然 期 . 分	土務碟・	河川整備課						河川整備課			河川整備課
区分	市町村負担	I	I	1/3	1	I		I	1/3	1/2	ı
財務	国庫	1/2	1/2	1/3	1/2	2	1	1/3	1/3	1/2	1/2
	項										对策等強化
Ш	垂										防災・減災対策等強化 事業推進費
奉											
算											
¥	項										
	款										

	۴	章	ш		財務	区		星米
業	通	ш	曲	重	車	市町村負担	事業土務課• 至	—————————————————————————————————————
		4 海岸事業費	海岸事業費	製	1/2	ı	河川整備課	海岸メンテナンス事業 【高潮対策事業】 高潮放浪その他地盤の変動等による被害から海岸を防護するため海岸保全施設を築造するもので、次の各項に 該当するもの。 1 高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれの大なる海岸であるもの。 2 防護面積、防護人口が1km あたり5 ha以上又は50人以上を基準とする。 3 総事業費が都道府県が行うものにあっては1億円以上、市町村が行うものにあっては1億円以上であること。
					1/2	ſ		【海岸堤防老朽化対策事業】 老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設で、次の各項に該当するもの。 1 海岸管理者による海岸保全施設の管理が適切に実施されていること。 2 老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設で、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要がある と認められるもの。 3 海岸保全基本計画に基づき、海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画が策定されている地区であること。 4 総事業費が都道府県が行うものにあっては5千万円以上、市町村が行うものにあっては2千5百万円以上であること。
		5 ダム事業費	ダム事業費	業費	4/10	I	河川整備課	ダムメンテナンス事業 【堰堤改良事業】 県管理ダムにおいて、効用の継続的な発現のため、ダム本体、放流設備、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い 改良を行うことにより、ダムの機能の回復又は向上を図る。
		6 河川等災害関連費	河河	河川災害関連費河川・海岸	1/2	I	河川整備課	河川、海岸、道路、橋りょう及び砂防等の公共土木施設が広範囲にわたって被災し、その被災程度が激甚であり、 災害復旧工事のみでは、維持上又は公益上、充分な効果が期待できない場合において、一定計画のもとに改良工事を 通常、災害復旧工事と合併して実施する。
			酒多意	道路・橋のよう砂防・地寸べり・急傾斜地				【災害関連事業 (関連)】 河川、海岸、道路、橋りょう及び砂防等に係るもので、次の各号に該当するもの。 (1) 総工事費のうち関連工事費の占める割合が原則として5割以下のものであって、関連工事費が2千4百万円以 上のもの(一定計画に基づく河川、海岸工事で関連工事費が6億円を超えるものを除く。)。 (2) 原則として他の改良計画がないもの。 (3) 災害関連事業費によって得られる効果が大であること。
								[河川等災害特定関連事業 (特閱)] 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条の規定により事業費の決定のあった河川・道路及び砂防の災害 復旧事業に関連して、寄州、中州、狭窄部、屈曲部その他の自然の障害物又は床固め、橋りょう、堰等の工作物 によって、堰上背水等流水の状況に変動を生じ、これらが当該災害の発生の原因となった場合において、当該障 害物を飲却又は是正する事業。
								(1947/28年7) (1) 他の改良計画のないもので、かつ事業によって得られる効果が大であるもの。 (2) 関連する災害復旧事業が前年に採択されたものであって、当該災害の発生した年の翌年の4月1日の属する 会計年度において採択するものとし、当該災害復旧事業箇所との距離は概ね300 m以内(堰、橋等の工作物 の改築等に係る事業にあっては概ね450 m以内)のもの。 (3) 工事費は、原則として災害復旧事業の工事費を超えないものとし、概ね9百万円以上4千5万円未満(堰、 橋等の工作物の改築等に係る事業について、一連の効果を発揮させるため必要がある場合にあっては7千万 円未満。)のもの。

91	W W W W W W W W W W	【特定小川災害関連環境再生事業(小川関連)】 河川の災害復日事業にあわせて、再度被害を防止し小規模な河川の機能を保全するため、被災箇所とこれに接 する未災箇所を含めて、緩勾配護岸等により復旧する事業。 (探択基準) (1) 市街地若しくは市街地周辺部又は付近に学校・公園・病院等の公共施設若しくは史跡・歴史的記念物が存在する地域。 (2) 自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける地域。 (3) 被災施設付近の河川区間において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の生息・生育が確認される地域。	【災害復旧助成事業(助成)】 河川、海岸の災害が激起であって、一定区域内の被害が著しいため災害復旧工事のみでは充分な効果が期待できない場合に改良費を加えて一定計画のもとに施行する改良事業。 (探択基準) (1) 被害激甚であって災害復旧工事のみでは充分な効果を期待できないもの。 (2) 総工事費のうち助成工事費の占める割合が原則として5割以下のものであって6億を超えるもの。 (3) 原則として他の改良計画のないもの。 (4) 助成事業費によって得られる効果が大であるもの。 (5) 上下流(前後)に悪影響を与えないもの。	[河川等災害関連枠別対策事業(災特)] 「河川等災害関連枠別対策事業(災特)] 河川の災害復旧助成事業及び河川又は砂防の災害関連事業に関し、改良復旧事業による再度災害防止効果を確保するため、障害物等支煙となる原因を除去する事業で次の各号に該当するもの。 (1) 地方公共団体又はその機関が維持管理する河川又は砂防に係る工事であること。 (2) 直上下流において、災害復旧助成事業又は災害関連事業が採択されること。 (3) 災害復旧助成事業又は災害関連事業が採択されること。 との距離は別に定める距離以内であること。 (4) 原則として他の改良計画のないものであって、かつ事業によって得られる効果が大であるもの。 (5) 工事費が原則として災害復旧助成事業又は災害関連事業に係る総工事費のうち、災害復旧事業の工事費を超えないものとし、別に定める金額の範囲内のものであること。 (6) 災害復旧助成事業又は災害関連事業に係る総工事費のうち、災害復旧事業の工事費を超えないものとし、別に定める金額の範囲内のものであること。	【災害関連緊急砂防事業】 当該年発生の風水害、震災等により、水源地帯に崩壊が発生し又は拡大し、生産された土砂が渓流に堆積しているもの及び当該年発生の山水事等により流域が著しく荒廃したもので、放置すれば次の出水により容易に流下し、下流に著しい土砂害を及ぼすおそれのある場合で、緊急的に施行を必要とし、かつ原則として年度内に完成の見込みのあるもので、次の各項の一に該当し、1箇所の事業費が3,000万円以上のもの。	2 公共の利害に密接な関係を有し、経済上、民生安定上放置し難いもので、次の各号の一に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの。 れがあると認められるもの。 (1) 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び注回路のないもの(激巷災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。)並びにその他の公共施設のうち重要なもの。 (2) 官公署、学校又は病院等の公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの。 (3) 人家 10 戸以上。 (4) 農地 10ha 以上(農地 5 ha 以上 10ha 未満で、当該地域に存する人家の被害を合せ考慮し、農地 10ha 以上
	事業王務課・室		河川整備課		砂仿課	
以	市町村負担		1-1		I	
財務	車		1/2 4/10		2/3	
ш	事項		河川災害復旧助成費(助成)(災特)		緊急砂防等災害関連費 [災害関連緊急砂防 関係事業] (砂防)	
献						
黄	ш					
*	更					
	禁					
				140		

草	事 * · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	【災害関連緊急地すべり対策事業】 当該年発生の風水害、震災等により、地すべり現象が活発となり、又はぼた山崩壊の規模が大となり、危険度 を増し経済上、民生安定上放置し難い場合で、緊急的に施行を必要とし、かつ当該工事が原則として年度内に完 成の見込みのあるもので、次の各項の一に該当し、一箇所の事業費が3,000万円以上のもの。 1 多量の崩上が渓流又は河川に流入し下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの。 2 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道所県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害に 対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるも のを含む。)並びにその他の公共施設のうち、重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの。 3 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち、重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの。 4 人家 10 戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの。	【災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業】 当該年発生の風水害、震災等により、急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により拡大するお それがあり、原則として当該年度に施行を必要とするもので、次の各項に該当するもの。 1 急傾斜地の高さが10 m (人家等に実際の被害があったものについては5 m) 以上であること。 2 移転適地がないこと。 3 人家の概ね5戸(公共的建物を含む。)以上、又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。		【災害関連緊急雪崩対策事業】 当該降雪年の降・融雪等により雪崩が発生した箇所で、放置すれば次期降雪期に雪崩の発生により被害を与えるおそれがあり、原則として当該年度に緊急に施行を必要とするもので、次の各項に該当するもの。 1. 人家概ね5戸(公共的建物を含む。)以上、又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすお それのあるもの。 2. 移転適地がないこと。 3. 事業費が1,200万円以上であること。	【特定緊急砂防事業】 風水等、震災等により、土砂流出による災害等が発生した渓流及び流域において、災害を防止するために必要な一定の計画に基づき、必要となる砂防えん堤、床固工、護岸工、山腹工等の砂防設備で次の各号のいずれかに該当し、当該工事によって被害が軽減される地域内において、警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの。 1 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激起災害に対処するための特別の財政援助等に関する注律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。)並びにその他の公共施設のうち重要なもの。 1 合な会合む。)並びにその他の公共施設のうち重要なもの。 2 官公署、学校又は公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの。 3 人家10戸以上。 8 人家10戸以上。 8 人家10戸以上、農地10ha以上10ha未満で当該施設に存する人家の被害を合わせ考慮し、農地10ha以上の被害 1 農地10ha以上(農地5ha以上10ha未満で当該施設に存する人家の被害を合わせ考慮し、農地10ha以上の被害	
· ·	事業土務硃• 至						
★	市町村負担	1.1	0.5/10 (0.25/10) 1/10 (0.5/10) 1/10 (0.5/10)	1/10 (1/10)	I	1 1	
財務	国軍	2/3	4.75/10 (4.875/10) 4.5/10 (4.75/10) 4.5/10 (4.75/10)	4/10 (4.5/10) ()は家屋半 壊以上	1/2	1/2 5.5/10	
ш	車	(者子べり) 漁消 かの合	(急傾斜) (1)公共施設関連等 大規模斜面 その他 (2)一般 大規模斜面	かの合	(雪崩)	[特定聚急砂防関係 事業] (砂防) 通常 大口	
献	Ш						
華							
4	通						
	紫						

(地すべり (地すべき) (地方でき) (地方でき)	THE	項 国 庫 市町村負担	[特定緊急地寸ベリ対策事業] ■水害、震災等により、地寸ベリ現象が活発となり、又はぼた山崩壊の規模が大となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合で、緊急的に施行を必要とする地寸ベリに隣接する上部斜面で、一定計画に基づき、必要となる集水井工、集水ボーリング工、表面排水路工、谷止め工等の地寸ベリ防止工事で次の各号のいずれかに該当し、当該工事によって被害が経減される地域内において、警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの。	1/2 1/10 砂防課 (災毒 砂 の特 の の た た た 2 2 3 3 3	## おいた ままま ままま ままま まままま ままままま まままままま	- 一 砂防課
(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	ш		(地すんり)	災害関連地域防災がけ 崩れ対策事業費補助金 1	砂防施設維持管理費	砂防施設費
		ш				

草	·	2 地すべり調査 地すべり整備計画等の基礎資料を得るため、事業予定箇所の事前調査等を実施する。 3 急傾斜地 急傾斜地整備計画等の基礎資料を得るため、事業予定筒所の事前調査等を実施する。	補助事業(砂防)	(事業問連携の防事事業) 「防災、安全社会液水量(全及び中機振展)な共投資交付金の交付対象事業の上部事業のうち通常砂砂事業、 水山砂砂毒素、地干くの対策事業、急原料地協議が済事業、総合流域的場事業(以下、砂砂事業等)の各々の採 火山砂砂事業、地干くのであって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの。 (1)土砂・洪水の高対策 (1)計算と連携して事業問連携計画を作成し、離れ3 年以内で会子する約的事業等であって、土砂・洪水池 高い事業と連携して事業問連携計画を作成し、離れ3 年以内で会子する約的事業等であって、土砂・洪水池 高い日本金が 高い日本金が (2) 国文は地方公共団体が管理する河川の流域における分類 (3) 超額経金数値 (3) 超額経金数値 (4) 超級を必め時本業態と連携して事業問連機計画を作成し、職れ3 年以内でた「よりする人のある簡単における対 第 河道関連条件第 (2) 超速機合・ (2) 国文は地方公共団体が管理する河川の流域における分類 (3) 可は関連条件 (3) 可は関連条件 (2) 単位 (2) 単位 (2) 単位 (2) 世界の (2) 世界の (2) 世界が大規模でも (3) 可は関連条件 (2) 世界の (2) 世界の (2) 生のなみない。 (3) 市別 (3) 市別 (4) 市場 (3) 可は関連条件 (2) 中域 (2) 中域 (2) 中域 (2) 中域 (2) 中域 (2) 中域 (2) 市域 (2) 市域 (3) 市道階級 (2) 市域 (3) 市道階級 (2) 市域 (3) 市道階級 (2) 市域 (2) 中域
	争亲土務硃• 争		砂防課	
双谷	市町村負担			0.5/10 0.5/10 0.5/10 1/10 1/10 1/10 1/10 1/10 1/10 1/10
世務	国庫			1/2 5.5/10 1/2 4.75/10 4.5/10 4.5/10 4.5/10 4.5/10 4.5/10 4.5/10 4.5/10 (4.5/10) 4/10 (5.5/10) 4/10 (4.5/10) (6.5/10) (7.5/10) (
ш	車		砂防事業費	(50) (50) (50) (60) (60) (70) (70) (70) (70) (70) (70) (70) (7
草	Ш		8 砂防事業費	
*	項		•	
	款			

. Just 7/1%	事 案 概 耍	を付金事業(砂防) 【通常砂防事業】 砂防法第2条の規定による砂防指定地内において、都道府県知事が施行する砂防工事のうち、次のいずれかの要件に該当し、1件おたり事業費 1 億円以上のもので、かつ原則として、当該砂防工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制にかから指置がなされているもの。また、「土砂災害警戒区域における土砂災害的企動で発展を保証では、1年後待 1 年 2 年 2 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3	【火山砂防事業】 砂防法第2条の規定による砂防指定地内のうち、火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるお それがある地域において、都道所県知事が施行する砂防工事(上流部の土砂生産源に対して、通常の砂防工事で されがある地域において、都道所県知事が施行する砂防工事(上流部の土砂生産源に対して、通常の砂防工事で は有効な対策が困難な場合の砂防設備堆砂地内の土砂等の除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防 設備の改良工事を含む。)で、次のいずれかの要件に該当し、1件あたり事業費が1億円以上のもので、かつ原則 として、当該砂防工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に 関する措置がなされているもの。 また、「土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業 の保全する区域が土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業 また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定されていること。 また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定されていること。	1 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの。 (1) 流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの。 (2) 流出土砂量が巷だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの。 (3) 河床に土砂堆積が巷だしく、流下するおそれのあるもの。 2 前記の水系以外の水系に係るもので、1の(1)から(3)までのいずれかの要件に該当し、かつ次のいずれかに蔵当する効果のあるもの。 (1) 公共施設(官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋りょう等のうち相当規模以上のもの)又は市町村地域防災計画上位置づけられている避難場所の保護。 (2) 市街地、集落(人家50戸以上)の保護。 (3) 耕地(耕地面積30ha以上)の保護。 (4) 港湾又は河口の埋没(年間埋没1万m3以上)の防止。
	事業王務課・室			
	市町村負担	I	I	
財務	国庫	1/2	5.5/10	
	通			
ш	<u>₩</u>			
葆				
鰢	Ш			
۴	項			
	款			

田屋業	米	【地すべり 対策事業】 (地すべり) 地すべり 地すべり等防止法第3条の規定による地すべり防止区域内において、都道所県知事が施行する地すべり防止工 事で、総事業費が1億円以上のもののうち次のいずれかの要件に該当し、かつ原則として、当該地すべり防止工 事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされ ているもの。 ているもの。 これ、二十砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条 に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業 の保全する区域が土砂災害警戒区域に指定されていること。 また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全することの事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害特別警戒区域に指定されていること。	1 多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川 (一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川) に被害を及ぼすおそれのあるもの。 2 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの 2 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの 2 はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。 3 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。 4 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒襲等者しい被害を及ぼすおそれのあるもの。 5 貯水量3万m3以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設者しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林 道に被害を及ぼすおそれのあるもの。 6 人家10百 (市街化区域に存するもののうち指定市に係る地すべり防止工事にあっては人家20戸) 以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。 7 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。 (農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)	(ぼた山) 地すべり等防止法第4条の規定によるぼた山崩壊防止区域内において、都道所県知事が施行するぼた山崩壊防 止工事で、総事業費が1億円以上のもののうち次のいずれかの要件に該当し、かつ原則として、当該ぼた山崩壊 防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置が なされているもの。 また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号)第7条 に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業 の保全する区域が土砂災害警戒区域に指定されていること。 また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業	1 多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川 (一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川) に被害を及ぼすおそれのあるもの。 2 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。 3 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。 4 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒襲等者しい被害を及ぼすおそれのあるもの。 5 貯水量3万m3以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの。 6 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。 7 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。 7 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。(農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)	
平	•					
X 分	市町村負担	I				
財務	国庫	1/2				
	厘					
ш						
盘						
真	Ш					
*	重					

草	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	【急値斜地対策事業】 急値利地対策事業】 ものないころ災害の防止に関する法律第12条の規定に基づき都道体県が権行する急値斜地崩壊防止工事でたし、急値斜地の崩壊にして、当該急値利地が横が上事を除く)で、次の全ての要件に該当し、事業費が 7 千万円以上のもので、かつ原則として、当該急値利地随機が立れているもの。 もので、かつ原則として、土砂災害権を関連を開発がされているもの。 1 急値斜地の高点が10m以上であること。ただし、当該事業が保全する区域において、市町村地域防災計画に 位置づけられている避難膨及が「上砂災害権の足域等における上砂災害が限金する区域において、市町村地域防災計画に 在法律第 57 号、第 条第1 工第 4 号における要配慮者利用施設(以下「要配慮者利用施設」という。)が存する急値斜性の場合は、「10m」を「5m」に請み替えるものとする。 2 移転適地がないこと。 3 「土砂災害警戒区域に指定されていること。 3 「土砂災害警戒区域に指定されていること。 3 「土砂災害警戒区域に指定されていること。 4 水のいずれかの要件に該当るとができる区域が中の資産等を保全するための事業については、当該事業の 年全する区域が土砂災害等が区域に指定されていること。 1 人家が概ね10戸(公共的運動を含む。)以上に倒襲等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。 4 水のいずれかの要件に該当するもの。以上に倒襲等者しい被害を有する長板内の家屋等を保全するための 事業については、当該事業の保全する区域が土砂災害特別警戒区域に指定されていること。 (1)人家が概ね10戸(公共的運動を含む。)以上に倒襲等者しい被害を有する長板内の家屋等を保全するための 市方円」に、「10戸」を「5 戸」に読み替えるものよする。また、風倒木の発生の著して指れる年以内の地域に限る。)における色傾斜地が低に要用第して指れる年は関すに関するとする。また、風倒木の発生の著して指れる年間であるもの。 (2)により強生が変もとして標れる年性に関する法律」第2条第1項の規定により強定が電とで地域(10度)を15月に語み替えるものよるものとする。この場合、要配慮者利用施設については、対処するためのを引の可能を関すに関するとのとする。この場合、要配慮者利用確認についている施職との場合として、 (2) 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所書とくは災害対策をあるものとする。 (3) 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所を2を第1項の多を2を2が規定を2にて、2を2を2を2を2に対して2を2を2を2を2を2を2を2を2を2を2を2を2を2を2を2を2を2を2を	【総合流域防災事業】 1 砂防事業 通常砂防事業の要件に該当し、土砂等の除石等の機能回復を含む事業で、次のいずれにも該当しないもの。 (1) 近年発生した災害に関連するもの。 (2) 水系砂防に関連するもの (土石流対策以外の事業)。 (3) 活齢層の左右する地域で生命するもの。		3 急傾斜地崩壊が策事業 急傾斜地崩壊対策事業の要件に該当し、次のいずれの要件にも該当しないもの。 (1) 近年発生した災害に関連するもの。	(2) 料地の高さか30M以上の50の。 4 雪崩対策事業 豪雪地帯において、都道府県が施行する雪崩対策事業のうち、次に該当するもので、1事業の総事業費が7 + エーロン・カンカン	十万円以上のもの。 (1) 移転適地がないこと。 (2) 人家が概ね5 戸(公共的建物を含む。)以上、又は公共建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼす おそれのあるもの。	
	事兼王務課•至							
X	市町村負担	0.5/10 0.5/10 1/10 (0.5/10) 1/10 1/10 1/10 (1/10) 1/10	I	I	上記急傾斜 地対策事業 と同じ	I		
財務	国	4.75/10 4.75/10 4.5/10 (4.75/10) 4.5/10 4.5/10 4/10 (4.5/10) 4/10 (1.1次配件 被以上	1/2	1/2	上記急傾終 地対策事業 と同じ	1/2		
ш	車	(1) 公共 (1) 公共 (1) 公共 (2) 一次 (2) 一次 (2) 一次 (2) 一次 (2) 一次 (2) 一次 (3) 一次 (4) 一次 (5) 一次 (6) 一次 (7) 一次 (8) 一次 (9) 一次 (9) 一次 (9) 一次 (9) 一次 (1) 一次 (2) 一次 (3) 一次 (4) 一次 (5) 一次 (6) 一次 (7) 一次 (8) 一次 (8) 一次 (9)						
**	Ш							
黄								
*	運							
	崇							

July 78K	事 注	5 土砂・洪水氾濫対策のための計画の策定又は変更 既存ストックを有効活用し、流域全体で効率的な土砂災害対策を進めるため、土砂・洪水氾濫対策のための 計画の策定又は変更で、次の全ての要件に該当するもの (1) 土砂・洪水氾濫対策を目的とした計画であること。 (2) 国土技術総合政策研究所資料「河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置計画検討 の手引き (案)」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること。 0手引き (案)」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること。	砂域のる	 「育執基盤整備事業 7 一 「有報基盤整備事業 7 一 1 「有報基盤整備事業 7 一 1 「有報基盤整備事業 7 「 1 「有報基盤整備事業 2 下 1 「 1 「 1 「 1 「 1 」 2 「 1 」 2 「 1 」 2 「 1 」 3 「 1 」 3 「 1 」 3 「 1 」 3 「 1 」 3 「 1 」 3 「 1 」 3 「 1 」 3 「 1 」 3 「 1 」 3 「 1 」 3 「 1 」 3 「 1 」 3 「 1 」 4 」 4 」 5 「 1 」 4 」 5 「 1 」 4 」 5 「 1 」 4 」 5 「 1 」 4 」 5 「 1 」 4 」 5 「 1 」 4 」 5 「 1 」 4 」 5 「 1 」 4 」 5 「 1 」 4 」 5 「 1 」 4 」 5 「 1 」 4 」 5 「 1 」 4 」 5 「 1 」 4 」 5 「 1 」 4 」 5 「 1 」 4 」 5 「 1 」 4 」 5 「 1 」 4 」 5 「 1 」 6 」 6 」 6 」 6 」 6 」 6 」 7 「 1 」 6 」 7 「 1 」 6 」 7 「 1 」 6 」 7 「 1 」 6 」 7 「 1 」 6 」 7 「 1 」 6 」 7 「 1 」 6 」 7 「 1 」 6 」 7 「 1 」 6 」 7 「 1 」 6 」 7 「 1 」 6 」 7 「 1 」 6 」 7 「 1 」 7	nuti (2) 観測されたデータを収集・処理・伝達するシステム (3) 水位や流量等を予測・提供するシステム (4) 土石流、地すべり、がけ崩れ及び雪崩に関する予警報システム (5) 河川利用者向けの情報提供シスト、(二級河川においては平成 23 年度までに限る。) 7 - 9 - 十級(3室 青細出布システトを編集、業	17を上での難免	(3)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)	 7 一3 土砂災害リスク情報整備事業 住民等に対し、土砂災害に対する住民等 住民等に対し、土砂災害のおそれがある区域についての周知を徹底するとともに、土砂災害に対する住民等の理解を探め、避難の実効性を高めることを目的として実施される事業で以下の全てに該当するもの。 (1) 土砂災害警戒区域及びこれに関連する情報について、住民への周知を目的とした標識及び看板等を設置する事業(土砂災害警戒区域等の位置情報を用いて、住民理解の促進に資する図面の作図等を含む)。 (2) 土砂災害リスク情報整備事業全体計画が策定されているもの。なお、全体計画の記載に当たって定めるべき事項等については、「土砂災害リスク情報整備事業全体計画の作成について」(令和3年4月1日付け国水砂第123号)に基づくものとする。 	1 港湾維持管理事業、港湾維持管理事業(長寿命化) 港湾の防茨堤、岸壁、物揚場、航路、泊地及び臨港道路等(以下「港湾施設」という。)並びに港湾区域内の海岸保全施設の維持補修を実施する。	港湾管理経費 港湾管理者として、港湾区域内及び港湾施設の適正な維持管理を行う。	ポートセールス事業 港湾における輸送産業の育成を図るため、ポートセールス活動を実施する。
	事業主務課・室								海湾	港湾課	港湾課
※ ※	市町村負担	1	ı	I					I	ı	1
財務	車	1/2	1/3	7/1					ı	1	I
ш	事項								港湾維持管理費	港湾管理費	港湾振興費
基	ш								1 港湾管理費	•	,
片	款 項								4 港湾費		

	# #	国際港湾施設における警備等保安対策に要する経費。	港湾施設及び港湾海岸保全施設の新設又は改良に係る工事であり、次の各項に該当するもの。 1 港湾施設 (1) 補助事業に関連するもので、港湾施設の安全及び利用効果を高めるもの。 港湾管理者以外の者が施行する他事業に関連して必要となる事業で、港湾施設の利用効果が著しく高まるもの。 2 海岸施設 (2) その他改良効果のある施設で、概ね短年度で完成できるもの。 2 海岸施司 電送電港湾局所海岸保全区域内の補助事業の対象外施設で、特に高潮、侵食による被害のおそれのある海岸における、次の各項の一に該当するもの。 ① 防護面積 1 km あたり 2 ha 以上のもの。 ② 防護人口 20 人以上のもの。 ② 防護人口 20 人以上のもの。 ③ 防護面積 2 ha 以内で公共施設を含むもの。 ③ 防護面積 2 ha 以内で公共施設を含むもの。	1 港湾調査事業 事業予定箇所の事前調査(測量、地質調査、設計等)を実施する。	1 港湾計画調査事業 港湾計画の基礎資料調査等を実施する。	交付金事業(港湾) 【港湾整備統合補助金事業】 港湾施設の利用転換による有効活用、使いやすい港湾の形成、延命化を図るための既存施設の改良及び港湾空間の再開発・高度化を図るためのクリアランス事業等。 【港湾政修事業】 「港湾政修事業】 「港湾政修事業】 「教展施費。 「教展施費等素」 「教展企進費業」 「教展企進費業」	帯湾計画調査事業(補助) 港湾計画調査事業(補助) 【港湾脱炭素化推進計画策定費補助事業】 カーボンニュートラルボート形成を推進するため、港湾脱炭素化推進計画の策定や、港湾計画改訂のための調査・検討を行う 「官長恵携基盤整備推進調査】	い同ジョ本に記れているので、シののでは、こののでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは	滑走路端安全区域(RESA)整備事業を実施するための経費。	滑走路端安全区域(RESA)整備事業の実施に関連する経費。	保安検査業務補助金等、消防警備委託、空港ビル賃貸料、空港の管理・運営に要する経費。	空港の土木施設、航空灯火施設等の維持管理に要する経費。(土木施設、航空灯火・電気施設管理、空港除雪等)
世 张 十 交	事 来土伤硃	港湾課	散	港湾課	港湾課	港湾課			空港施設室	空港施設室	空港施設室	空港施設室
区 分	市町村負担	I	1	I	1	1 1 1	1 1	I	ı	ı	ı	1
財務	軍	I	1	I	I	1/3	1/2	1/3	1/2	1	I	1
Ш	重	港湾保安対策費	港湾改良費	港湾調査費	港湾計画調査費	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			空港事業費	空港整備関連費	空港管理運営費	空港維持管理費
算科	B		2 港湾改良費			3 港湾建設費			1 空港建設費		2 空港管理費	
4	款 項								5 空港費			

田星将一	**	空港の土木施設の維持補修に要する経費。	空港滑走路の舗装等更新事業を実施するための経費。	航空灯火施設、電波障害対策施設等の維持補修に要する経費。	航空灯火 LED 化更新、監視制御装置更新等を実施するための経費。	宅地造成及び特定盛土等規制法の公布・施行に伴い、盛土に伴う災害が生じるおそれの特に高い地域について、県民の生命・財産を守ることを目的として規制区域を指定するために基礎調査を行う。	①都市計画道路を見直し、今後のまちづくりと整合する計画を策定する。②街路整備計画の基礎資料を得るため、事業予定箇所の事前調査(測量、地質調査、設計等)を実施する。	県営都市公園において、都市公園事業(交付金)を補完しながら、交付金事業で対象とならない公園施設の整備を 行う。	市町村が国庫補助事業として実施する公共下水道事業について、当該市町村に対し補助金を交付する。補助率は 市町村の財政力指数に応じ、事業費の2~5%。	県営都市公園において、公園施設の計画的な修繕等を実施する。 福島県復興祈念公園の計画的な維持管理等を行う。	過疎地域自立促進特別措置法第15条の規定に基づき、一定の要件を満たす過疎町村の下水道整備のうち、幹線管渠や終末処理場等の主要な施設について、当該町村に代わって県が整備を行う。	(1) 防災力が高く安全で快適な魅力あるまちづくりを進めるため、道路の整備と電線類の地中化等による無電柱化を補助事業により一体的に実施し、持続可能なまちづくりの実現に向けて、市街地の防災・減災、国土強靱化と良いるものをはたがよるなもない。当時歌曲を出来ます。	がよ京戦の750以に買りる国なかり19台部で作出する。 (2) 地方公共団体が行う社会資本整備について、その地域の課題に対応し任みよいまちづくりのため基幹となる事業 (基幹事業) の実施のほか、これと合わせて関連する社会資本整備や基幹事業の効果を一層高めるための事業を	一体的に実施する。 (3) 土地区画整理組合が都市計画事業として施行する土地区画整理事業で「土地区画整理事業採択基準(国土交通 省都市局)(下記参照)」に該当するもの。補助限度額は、「組合等区画整理補助事業実施要領 (国土交通省都市局)」 に基づき算出した補助基本額から、国庫と市町村負担を除いた事業費とする。	①施行地区の面積が10ha以上のもの。 ②都市計画として決定された幅員12 m以上の道路の新設又は改築を含むものであって、当該事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場、緑地等公共の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の概ね25%以上となるもの。 20na 未満の地区にあっては、施行地区内の都市計画として決定された幅員12 m以上の道路及び歩行者専用道路の整備に要する費用(用地費、準倍費及び舗装費並びに事務費の合計額で「用地買収方式による事業路の整備に要する費用(用地費、準倍費及び舗装費並びに事務費の合計額で「用地買収方式による事業費」という。)が、当該土地区画整理総事業費の1/3以上であるもの。 (4) 地域が緊急に対応しなければならない課題に応え、快適な生活環境の創出と地域の振興発展に資するため、補助・交付金事業と単独事業を効果的に組合わせることにより、早急に対応すべき道路の整備を推進する。	
中、米十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	十 然 来	空港施設室				まちづくり推進課	都市計画課 まちづくり推進 課	まちづくり推進課	下水道課	まちづくり推進課	下水道課	まちづくり推進課				
区分	市町村負担	1 1		ı	ı	I	1/2	ı	I	ı	27.5/100 24.75/100	0.5/10	0.5/10	1/3	0.5/10	
財務	車 国	_ 1/2	İ	I	1/2	1/3	1 1	I	I	I	1/2 5.5/10	5.5/10	1/2,5.5/10	1/2,6/10	T	
Ш	車	空港維持補修費 (1)空港土木維持補修 事業(県単)	(2)空港土木維持補修 事業 (補甲)	(3) 航空灯火等電気 無持補終重業	(4)航空灯火等電気 維持補修事業 (補助)	都市計画推進費 盛土規制基礎調查事業	街路調查費	公園事業費	下水道事業費 (市町村下水道事業 等補助金)	公園維持補修費	市町村下水道整備代行 事業費	街路事業費 (1)補助事業(街路)	(2)交付金事業(街路)	(3)土地区画整理事業 補助金	(4) 街路事業	
算	Ш					1 都市計画総務費	2 都市施設改良費				3 都市計画事業費					
*	款項					6 都市計画費										

Ally.	# * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	(I)レクリエーションや自然とのふれあいの場の創出、都市防災機能の向上など、多様な機能を持つ県営都市公園の整備を実施するとともに、老朽化した施設の夏新やユニバーサルデザイン化を推進する。 (2)都市公園においても省エネルギー対策や再生可能エネルギーの最大限の活用が必要であるため、都市公園への再生可能エネルギーの導入、整備を行う。	復興祈念公園の整備を進めるため、測量設計及び工事等を行う。	1 住宅セーフティネット促進補助事業 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)の供給を促進し、居住の安定を図る ことを目的に、住宅セーフティネット制度を活用した補助事業を行う市町村に対し、その費用の一部を補助する。	1 木造住宅等耐震化支援事業 東日本大震災の教訓を踏まえ、地震による住宅への被害を未然に防止し、災害に強く、安全・安心なまちづく りを推進するため、木造戸建住宅の耐震診断、耐震改修等及びプロック塀等の耐震改修等に補助する市町村を支援する。 し木造住宅耐震診断 ②木造住宅耐震改修 ③ブ当住宅耐震改修	2 建築物耐震化促進事業 不特定多数の県民が利用する民間の大規模建築物や、県が指定する防災拠点建築物、緊急輸送路沿道建築物の 耐震化を進めるため、耐震診断・耐震改修に係る必要な経費の補助を行う。 (1)大規模建築物 (回)農政修設計補助 ②耐震改修設計補助 (2)防災拠点建築物 (2)防災拠点建築物	②耐震改修設計補助 ③耐震改修補助 ③耐震改修補助 (3)緊急輸送路沿道建築物 ①耐震診断補助 ②耐震改修設計補助 ③耐震改修補助	3 ふくしまの低炭素社会づくり推進事業 ①ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業 県産木材と県内工務店を活用して木造住宅の建設等を行う建築主に対して、県産の農林水産品等と交換可能なポイントを交付する。カイントを交付する。	じかくしま不の多・担い手心接事美 ふくしまの木を生かした家づくりを促進するために必要となる団体の担い手対策等への取組を支援する。 ③福島県省エネルギー住宅改修補助事業 住宅の省エネルギー化と高齢者の健康増進等を推進するため、既存戸建住宅の断熱改修及び高効率住宅設備へ の改修工事等に対し補助金を交付する。	
1	事業王務課・室	まちづくり推進課	まちづくり推進課	建築指導課	建築指導課					
次 区	市町村負担	1 1 1	111	1/4	1/4 1/5 1/6	$0 \sim 1/3$ $1/6 \sim 1/9$ 2.875 % $\sim 5.75 \%$ $0 \sim 1/6$	$1/6 \sim 1/9$ $1/12 \sim 1/6$ $ 1/6 \sim 1/9$ $1/6 \sim 1/9$	I	I I	
財務	国	1/3 (用地) 1/2 (施設) 1/2 (施設)	2/3 (用地) 3/4 (施設整備) 8/10 (効果促進)	1/2	1/2 2/5 1/3	1/3	1/2 2/5 1/2 1/2 2/5	I	1.15/10	
	重	都市公園事業費 (1)交付金事業(公園) (2)地域脱炭素移行・ 再工入推進事業	都市公園事業費 (再生・復興) 復興析念公園整備事業	住宅確保要配慮者支援費	民間住宅等対策費					
黄	ш			1 住宅総務費						
户	款項			7 住宅費						

4	鯶	献	ш		財務	安	乎,	星
款項	Ħ	_	重	項	国庫	市町村負担	土彷珠・	**
			空き家活用推進費 生・復興)	費(再	I	I	建築指導課	1 空き家対策総合支援事業 空き家対策を効果的に推進するとともに、被災者等の住宅再建、移住定住・二地域居住の促進、新婚・子育て 世帯の居住の安定を図るため、市町村が行う空き家対策事業に対し補助金を交付する。また、市町村が独自に取り組む空き家対策に対し補助金を交付する。
			多世代同居•近 費	・近居推進	ı	I	建薬指漢難	1 福島県多世代同居・近居推進事業 親世帯と子ども世帯が同居・近居するための新築・中古住宅の取得経費や、二世帯住宅へのリフォーム工事費 に対し補助金を交付する。
			住宅取得支援事業費	業	ı	1/2	建築指導課	1 来て ふくしま 住宅取得支援事業 県外からの移住・定住を促進するため、良質な住宅取得を行う県外から県内への移住者を対象に、市町村が行う住宅取得支援事業に対し補助金を交付する。
	2 住宅管理費	理	県営住宅管理費	2	ı	I	建築住宅課	公営任宅法及び県営住宅等条例に基づき、住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な家賃で賃貸する目的で建設した住宅(以下「県営住宅」という。)の管理に要する経費。 1 ふくしまぐらし住宅提供事業
			県営住宅管理費 (再生・復興)	añ :	I	I	建築住宅課	公営住宅法及び県営住宅等条例に基づき、原子力等災害による避難者のために建設した住宅(以下「復興公営住宅」 という。)の管理に要する経費。
			共同施設費		I	ı	建築住宅課	県営住宅入居者の共同の利便に供するため、児童遊園、集会所等の共同施設の管理に要する経費。
			共同施設費 (再生・復興)		I	I	建築住宅課	復興公営住宅入居者の共同の利便に供するため、児童遊園、集会所等の共同施設の管理に要する経費。
	3 住宅建設費	2.費	県営住宅改善費	nh :	4.5/10	I	建築住宅課	建設後、相当の期間が経過した県営住宅は、設備等の老朽化が進んでいることに加え、外壁の安全性や機能の低下が著しいことから、社会資本整備総合交付金等を活用し、内部改善事業や屋根、外壁等の改善事業を実施する。
			市街地再開発事業費補 助金	· 業費補	1/3	1/6	建築指導課	都市再開発法に基づく個人施行、組合施行による市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業制度要綱に基づく民間事業者による再開発事業の実施に関し、必要となる次に掲げる費用の一部に対し補助金を交付する。 〇市街地整備 (1) 調査設計計画 (2) 土地整備 (3) 共同施設整備
			帰還者向け災害公営住 宅等整備促進費	公営住	I	I	建築住宅課	原子力災害による避難者の帰還後の居住の安定確保、及び避難指示解除区域における新規転入者の定住を図る。
	4 特定優島 費	特定優良賃貸住宅	特別県営住宅管理費	. 理費	I	I	建築住宅課	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者に供給する目的で建設した住宅(特別県営住宅) の管理に要する経費。
11 災害復旧費								
1 農林水産施設災害復日費	3 漁港災害復日費	写復日費	公共災害復日費 (過4 (現 ⁴	旧費 (過年災害) (現年災害)	2/3	1-1	港湾票	漁港及び漁港海岸保全施設の災害復旧事業で、次の各項の一に該当するもの。 1 1箇所の工事費が120万円以上のもので、原形復旧を原則とするもの。 2 被害が広範囲にわたって激甚であり、原形復旧では著しく不適当な場合に、被災後の状況に即応するよう一定計画のもとに施行するもの(通常「一定災害」と称している。)。

事 業 概 要		公共士木施設(漁港及び港湾を除く。)の災害復旧事業で、次の各項の一に該当するもの。 1 1箇所の工事費が120万円以上のもので、原形復旧を原則とする。 2 被害が広範囲にわたって激甚であり、原形復旧では著しく不適当な場合に、被災後の状況に即応するよう一定計 画のもとに施行するもの(通常「一定災」と称している。)。	国庫負担法第3条に該当する公共土木施設 (漁港及び港湾を除く。)の災害復旧事業で、次の項に該当するもの。 〇 1箇所の工事費が 26 万円以上 120 万円未満のもので、原形復旧を原則とする。	国庫負担法第3条に該当する公共土木施設の災害復旧事業を採択申請するための測量設計を実施する。	都市計画区域の街路等、公園等、都市排水路の各施設の災害復旧事業で、次の項に該当するもの。 〇 1箇所の工事費が120万円以上のもので、原形復旧を原則とする。	県営住宅の災害復旧に要する経費。	港湾及び港湾海岸保全施設の災害復旧事業で、次の各項の一に該当するもの。 1 1箇所の工事費が120万円以上のもので、原形復旧を原則とするもの。 2 被害が広範囲にわたって激甚であり、原形復旧では著しく不適当な場合に、被災後の状況に即応するよう一定計画のもとに施行するもの(通常「一定災」と称している。)。
由 第十 第 4	工物味	河川整備課 道路管理課 下水道課 砂防課	河川整備課 道路管理課 まちづくり推進 課 下水道課	河川整備課 道路管理課 まちろくり推進 課 下水道課 港湾課 移防課 河川計画課	まちづくり推進課	建築住宅課	搬
区分	市町村負担	1.1	I	1	1 1	I	1 1
財務	国	2/3 2/3	I	I	2/3 1/2	I	2/3
	項	災害) 災害)	歡		費 写復旧費) 言復旧費)	復旧費	日費 (過年災害) (現年災害)
Ш	牵	公共災害復旧費 公共災害復旧費 (再生・復興) (高年5 (現年5)	県単災害復旧費	災害調査費	都市災害復旧費 (公共土木災害復旧費) (都市施設災害復旧費)	県営住宅災害復旧費	公共災害復旧費 (過4 (現4
幸	Ħ	土木災害復旧費					港湾災害復日費
黄		1 土木災					2
*	項	上木施設災害復 旧費					
	款	2 上木) 日費					

田屋紫地	*		道路事業の円滑な促進を図るため、道路事業用地の先行取得を実施する。	公共事業の用に供される土地の代替地を取得し、代替地を要望する事業用地所有者に譲渡する。	都市公園整備事業の円滑な推進を図るため、都市公園事業用地の先行取得を実施する。	公共事業の円滑な執行を図るため、公共用地の先行取得を実施する。		2以上の市町村の区域を対象に一体的かつ効率的に下水を排除し処理する流域下水道を適切に管理するため、管渠 点検や耐震診断などを実施する。	国庫補助事業で実施する流域下水道事業に伴い、交付金事業対象外の事前調査や施設等の整備・改築更新を実施する。	2以上の市町村の区域を対象に一体的かつ効率的に下水を排除し処理する流域下水道施設の改築更新などを実施する。
- 年 松 十 米 申	十 然 来		道路整備課	用地室	まちづくり推進課	用地室		下水道課	下水道課	下水道票
区 分	市町村負担		_	I	I	1		1/2	1/2	1/6
財務	国 庫		_	I	ı	_		1/2		音楽等 1/2 処理場 2/3 (利 地 等) 1/2
	項									
Ш	垂									
算	Ш		1 道路事業費	2 用地取得円滑化対 策事業費	4 公園事業費	8 用地先行取得事業費		1 流域下水道調査費	1 流域下水道事業 (県単分)	2 流域下水道事業(交付金)
۴	款項	2 土地取得事業費	1 公共用地取得事 ***				1 流域下水道事業 会計	1 収益的支出	2 資本的支出	